

監査公表第586号

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成20年5月15日

京都市監査委員	棕	田	知	雄	
	同	柴	田	章	喜
	同	江	草	哲	史
	同	出	口	康	雄

平成19年度行政監査Ⅱ公表

監査の種類 行政監査Ⅱ

監査の対象年度 平成18年度

監査の実施期間 平成19年10月から平成20年5月まで

監査の方法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

定期監査の対象とした局等の各1事務事業又は1事業を対象に、行政監査Ⅱを実施した。

対象とした事務事業又は事業、事務事業又は事業の概要、監査の着眼点及び問題点は、以下のとおりである。

第1 歴史資料館管理運営（総務局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

4 生涯にわたってみずからを磨き高める

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
多彩な学習機会の確保・提供	歴史資料館管理運営	総務局 歴史資料館	○
	京都市久我の杜生涯学習プラザ	都市計画局住宅室 住宅政策課	
	女性研修	教育委員会生涯学習部 社会教育・女性青年担当	
	各種生涯学習事業	教育委員会生涯学習部 社会教育・女性青年担当 他	
	生涯学習情報提供システム	教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当	
	障害のある市民の生涯学習の推進	教育委員会指導部 総合育成支援課	

2 事務事業の概要

事務事業名		歴史資料館管理運営
全体計画		市内の民家や社寺などに受け継がれている古文書等を収集、保存し、調査、研究により歴史資料として整理し、公開するとともに、歴史に関する相談に応じ市民等が資料を活用できるよう支援する。 なお、市政史編さん事業も本館が所管している。
平成18年度	当初予算	26,159,000円（市政史編さん事業を含む）
	決算	23,677,192円（市政史編さん事業を含む）
平成18年度事業の概要		○ 歴史資料の展示 テーマ展 「発見された下張り文書—大中院文書・永運院文書—」, 「戦後京都の記録」, 「京のかたちV—幕末の京都—」, 「八瀬と八瀬童子」

	<p>企画展 「京都市の文化財―新指定・登録の美術工芸品・民俗文化財―」</p> <p>ミニ展示 「大塚コレクション」を中心に7回</p> <p>○ 講座・教室</p> <p>歴史講座「発見された下張り文書」・「京都市の文化財」</p> <p>夏休み親子歴史教室「大文字五山送り火」</p> <p>講座「古文書を読もう！」(A・Bコース)</p> <p>史料講座「八瀬童子の史料を読む」</p> <p>○ 情報提供システム「フィールド・ミュージアム京都」の発信</p> <p>○ 歴史資料の収集及び保存、公開、「叢書 京都の史料」の刊行・販売</p> <p>○ 市政史の編さん及び「京都市政史」の刊行・販売</p> <p>○ 映像展示(ビデオ映像40本) ※平成18年5月から機器故障のため休止</p> <p>○ 資料公開・歴史相談業務(閲覧室内)</p>
施設の概要	表1参照
平成18年度局運営方針での位置付け	<p>重点事業5 歴史情報の発信～京の歴史を伝えます～</p> <p>(1) 「叢書 京都の史料」の刊行</p> <p>(2) 情報提供システム「フィールド・ミュージアム京都」の充実</p> <p>(3) 京都市政史の編さん</p>

(表1) 施設の概要

区 分	内 容
1 開館年月	昭和57年11月
2 所在地	京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町138番地の1
3 主な構造等	<p>面積 敷地面積1,195 m²</p> <p>延床面積2,016 m²</p> <p>鉄筋コンクリート造, 地下1階・地上2階建</p>

4 開館日	次の曜日及び期間を除く日 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月28日から1月4日まで
5 開館時間	午前9時から午後5時まで
6 使用料	無料（一部の講座を除く）
7 管理の形態	直接運営

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 施設の管理運営は施設の設置目的に合致しているか。
- (3) 本市の他の施策との連携は図れているか。
- (4) 施設は十分に活用されているか。また、市民の利用促進のための方策は採られているか。
- (5) 資料の収集、調査研究、保存及び成果の発表、並びにこれに要する諸装置等の管理は十分行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 施設、設備機器を改修し、耐震診断を実施すべきもの
- (イ) 開館日及び閲覧室の開室日時を変更、拡大し、臨時休館日を少なくすべきもの
- (ウ) 展示事業の充実及び映像展示システムの活用、インターネットの活用、積極的な広報活動など、市民利用の促進に向けて取り組むべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

- a 歴史資料館は、その主要な設備機器について、民間企業に委託して管理している。自家用電気工作物、空調機器、火災報知設備、エレベーター等の委託対象の設備機器は、適切に管理されていた。

ただし、開館以後 25 年を経過して、設備機器の老朽化が進み、空調設備においては個別操作ができず、効率的な空調ができていないばかりか、通常運用時でも異常な音や振動が発生するなど、利用者にとって快適でない状況が生まれてきている。

- b 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆるバリアフリー新法）では、官公署においては、建築、修繕又は模様替えをしようとするときは、利用円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。また、本市においても平成 13 年 2 月から「人にやさしいまちづくり要綱」を施行しており、施設管理者は、対象施設を新設し、又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをしようとするときは、当該対象施設が施設整備基準に適合するよう努めるものとしている。

歴史資料館は、開館以来大規模な修繕等を行っていない。そのため、敷地内外の境界に段差があること、視覚障害者誘導用ブロックの設置が十分でないこと、多目的トイレに十分な広さが確保できていないこと、エレベーターに音声装置が設置されていないことなど、バリアフリー面で立ち遅れた状況となっている。

- c 地震対策については、平成 7 年 1 月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）においても、目立った損傷は生じなかったが、耐震診断が実施されていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

設備機器については、利用者が施設を快適に利用できるよう改修されたい。

バリアフリー対策については、予算の効率的な執行計画を樹立し、順次着手されたい。

未実施である耐震診断については、利用者と収蔵資料の安全を確保する観点から、早急に実施されたい。

イ 施設の管理運営は施設の設置目的に合致しているか。

(ア) 分析

a 休館日について

歴史資料館は、京都市歴史資料館条例（以下「条例」という。）により、年末年始を除いては、月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）を休館日としており、市長は、必要があると認めるときは、変更することができるとしている。

本市の施設で歴史資料館と同様に歴史的文物を取り扱う考古資料館や学校歴史博物館、美術館、元離宮二条城、琵琶湖疏水記念館について見ると、いずれも祝日は休館日又は休城日としていない。また、特定の曜日を定期の休館日又は休城日に定めているものの、その曜日が祝日に当たる場合は、休館しないか、若しくは翌日に休館日又は休城日を繰延べる措置をとっている。

b 閲覧室の閉室について

歴史資料館の開館時間は、条例により午前9時から午後5時までとしているが、2階の閲覧室については、管理及び相談を担当する専門職員を配置する関係から、昼休みとして開館日の正午から午後1時まで閉室するとともに、土曜日、日曜日については終日閉室している。

c 臨時休館について

1階展示室では例年「テーマ展」3回、「企画展」1回の展示事業を連続して開催している。各回とも展示物を更新するに当たって、表2のとおり、前回展示会期終了後、定期休館日の月曜日に続く火曜日から木曜日までの連続3日間を臨時休館日として全館を閉鎖し、この期間に更新作業を行っている。

（表2）臨時休館の実施状況（平成18年度）

臨時休館日	休館理由
平成18年6月13日（火） ～6月15日（木）	テーマ展「戦後京都の記録」の開催準備
平成18年10月10日（火） ～10月12日（木）	企画展「京都市の文化財―新指定・登録の美術工芸品・民俗文化財―」の開催準備
平成18年11月14日（火） ～11月16日（木）	テーマ展「京のかたちV―幕末の京都―」の開催準備

平成 19 年 2 月 27 日（火） ～ 3 月 1 日（木）	テーマ展「八瀬と八瀬童子」の開催準備
-------------------------------------	--------------------

これにより、定期休館日である月曜日と合わせ、市民は連続 4 日間にわたって歴史資料館の利用ができないこととなっている。

比較のために、歴史資料館と類似する企画展示を行っている他都市の歴史博物館の展示日程を見たところ、定期休館日 1 日のみで展示物を更新していた例があった。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

歴史資料館は、その事業として、京都の歴史に関する資料の収集、調査研究、整理及び保存だけでなく、その展示及び供覧も主要な業務としていることから、可能な限り市民が利用しやすい日時に開館していることが望ましい。

月曜日及び祝日を休館日とする歴史資料館は、土曜日、日曜日と並んで多くの市民の利用が見込める祝日にその業務を休止していることとなり、他の類似施設の開業状況と比較すると合理的でないので、祝日の開館を実施されたい。

また、閲覧室については、正午から 1 時間の閉室時間を設け、さらに開館日である土曜日、日曜日に全面的に閉室していることは、資料閲覧及び歴史相談を希望する市民の利用を一層困難なものとしているので、開室日時を拡大されたい。

加えて展示物の更新に係る臨時休館日については、一回の更新作業で、定期休館日と合わせ連続 4 日間にわたって市民の施設利用を不可能にしていることは、類似施設と比較して、その設置目的や運用形態の差を念頭においても適当とは言えないため、作業を計画的に実施することなどにより、可能な限り臨時休館日を少なくされたい。

ウ 本市の他の施策との連携は図れているか。

(ア) 分析

歴史資料館の運営は、京都市基本計画においては、生涯学習における「多

「多彩な学習機会の確保・提供」のための施策の一つと位置付けられている。歴史を学ぶ生涯学習の場として本市には、歴史資料館のほかに考古資料館や学校歴史博物館、琵琶湖疏水記念館等があり、他に京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）においても本市の歴史や古文書をテーマとした展示及びセミナーを行っている。

歴史資料館の生涯学習関連施策における連携を見たところ、他の施設での歴史講座開設に当たっての講師の派遣や「京都市平安京創生館」の共同企画、学芸員研修の受け入れなどを実施していた。

さらに、館長をはじめとした専門職員が、生涯学習や京都創生関連の会議、協議会等に派遣されており、人的な連携を通じて、施策の推進を図っている。

また、文化財保護施策において、京都市指定・登録文化財についての企画展や歴史講座を共同して開催している。

なお、観光施策において積極的な連携はないが、観光客から観光案内所を通じて寄せられた歴史情報に関する照会については逐次回答している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 施設は十分に活用されているか。また、市民の利用促進のための方策は採られているか。

(ア) 分析

a 施設の使用状況

歴史資料館の施設は、その設置目的により、市民の利用に供する部分と歴史資料収集及び市政史編さんの拠点として利用される部分とに大別することができる。前者としては展示室、映像展示室、閲覧室があり、後者には、研究室、5室の収蔵室、撮影室等があり、いずれも、おおむね適切に管理され、活用されている。

ただし、設置目的からすると地下1階の研修室は、以前は市民向けのセミナー等の会場として使用されていたが、現在は「燈心文庫」の収蔵及び整理のために用いているため、講座等の開催には隣接する新島会館を借用することが多くなっている。

また、収蔵室については十分な余裕のある状況ではなく、今後数年のうちに、資料を館内に追加収蔵できなくなる可能性がある。

なお、歴史資料館の利用に当たっては、入館料、相談料等は設けておらず、特定の講座の資料代等としての実費徴収及びコピー機使用料以外は料金徴収をしていない。

b 事業の展開と市民利用の状況

(a) 展示事業

正面玄関に近い1階の展示室において、歴史資料の収集研究や市政史編さん事業の進捗よくに合わせたテーマ展及び新たな本市指定・登録文化財を紹介する企画展を表3のとおり開催し、年間4回その内容を更新している。

(表3) 展示実施状況（平成18年度に展示期間があったもの）

注（ ）内は他年度にまたがる展示における平成18年度のみの数値

タイトル	展示資料点数	展示期間	日数	観覧者数
発見された下張り文書 —大中院文書・永運院文書—	37点	18. 3. 3 ～18. 6. 11	82日 (58日)	3,979人 (2,422人)
戦後京都の記録	96点	18. 6. 16 ～18. 10. 8	98日	3,749人
京都市の文化財—新指定・登録 の美術工芸品・民俗文化財—	6点	18. 10. 13 ～18. 11. 12	26日	1,721人
京のかたちⅤ—幕末の京都—	69点	18. 11. 17 ～19. 2. 25	78日	3,816人
八瀬と八瀬童子	65点	19. 3. 2 ～19. 5. 27	70日 (25日)	5,583人 (2,260人)
計			354日 (285日)	18,848人 (13,968人)

展示物は、展示室内周囲壁面と室内中央に配置した展示ケース内に古文書、絵図、写真等を配置し、観覧者自身が解説文書を読みながら観覧する形式であり、音声ガイドシステムは設置していない。

展示解説文書の消費量から推計した展示観覧者数は、表4のとおり

で、平安京復元模型を展示した平成 15 年度に倍増して以降年間 1 万人を超えている。平成 18 年度は歴史愛好者の興味を引きにくい展示があったと考えられ、展示観覧者数は減少して対前年度比較で 15.1 パーセント少ない 13,968 人となり、1 日当たり 49.2 人であった。

(表 4) 展示観覧者数推移 (最近 10 箇年)

年 度	展示観覧者数 (人)	対前年度比較 (%)	開館日数 (日)	1 日当たり 観覧者数 (人)
平成 9 年度	8,113	—	280	29.0
平成 10 年度	10,788	133.0	280	38.5
平成 11 年度	10,649	98.7	282	37.8
平成 12 年度	10,497	98.6	279	37.6
平成 13 年度	7,511	71.6	284	26.4
平成 14 年度	7,522	100.1	284	26.5
平成 15 年度	14,155	188.2	287	49.3
平成 16 年度	14,934	105.5	286	52.2
平成 17 年度	16,452	110.2	284	57.9
平成 18 年度	13,968	84.9	284	49.2

なお、事務事業評価における業績評価は過去 5 年間の入館者数 (展示観覧者数) の平均値を基準としており、平成 18 年度における目標達成度は 113.4 パーセントであり、基準値を下回ることはなかった。しかし、事業の効率性を測る単位当たり経費は、入館者数が減少したことから対前年度比較で 15.1 パーセント悪化することとなった。

(b) 講座・教室

表 5 のとおり、館内又は近隣施設を会場とする歴史に関する講座及び教室を開催しており、その内容は、おおむね同時期開催の展示事業に沿ったものを題材としている。

平成 18 年度は定員 48 人から 80 人までの講座を 6 回開催し、合計受講者数は 223 人であった。

(表 5) 講座・教室開催状況 (平成 18 年度)

タイトル		開催日時	場所	講師	定員 (人)	受講者 数(人)
歴史講座 「発見された下張り 文書」		18. 5. 24 18:30～20:00	館内	資料館職員	50	44
夏休み親子歴史教室 「大文字五山送り火」 (注1)		18. 8. 16 10:00～12:00	新島 会館	資料館職員	80	34 (16組)
歴史講座 「京都市の文化財」		18. 10. 18 18:30～20:00	館内	文化財保護 課職員	50	14
講座「古文 書を読もう！」 (注2)	A コース	18. 10. 24～11. 28 毎火曜日 (全5回) 13:30～16:30	新島 会館	資料館職員	48	30
	B コース	18. 10. 26～11. 30 毎木曜日 (全5回) 13:30～16:30		資料館職員	48	29
史料講座 「八瀬童子の史料を 読む」		19. 3. 7, 19. 3. 14 (全2回) 13:30～15:00	新島 会館	資料館職員	72	72
計					348	223

注1 小学校5・6年生とその保護者が対象

注2 有料講座として開催 (1人3,000円徴収)

(c) 映像展示

宝くじ収益の補助事業として、平成2年に映像展示システムが作成され、京都の歴史や文化を構成する様々な事象を現在42本のビデオ映像(平均視聴時間14分)にまとめている。各巻ともに市民、観光客等が本市の歴史を平易に理解できる内容としており、現在は6ブースで最大24人まで同時視聴可能である。

設置場所は1階展示室の奥の一角であるため、展示室内に看板を設

置して利用者の誘導に努めている。平成 18 年 5 月から機器故障のため休止していたが、映像の収録媒体をビデオテープから DVD に転換してシステムを再構成し、平成 20 年 3 月 11 日から供用を再開している。

(d) 資料閲覧・歴史相談業務

閲覧室では、所蔵している京都の歴史に関する図書及び資料（写真版）を市民が閲覧できるようにしている。また、専門職員が、市民及び歴史愛好者からの歴史相談に応じている。

歴史資料閲覧及び歴史相談の実績は、表 6 のとおりであり、平成 18 年度の歴史資料閲覧件数は 1,339 件、歴史相談件数は 989 件であった。

(e) 情報提供システム「フィールド・ミュージアム京都」の発信

国の補助金を受け、雇用促進事業として平成 13 年度から 4 年をかけて制作されたインターネット利用による情報提供システムであり、平成 17 年 4 月から発信している。これは、本市域の史跡、歴史的な地図、事項等 2,963 件の情報を閲覧可能にしている。また年度内に 57 件の情報を追加し、収録済み情報の一部について加筆訂正を行った。また、右京区京北地域については今後情報を収録する予定としている。

フィールド・ミュージアム京都の閲覧件数は、表 6 のとおりであり、平成 18 年度の閲覧件数は 43,057 件であった。

(表 6) 歴史資料閲覧件数、歴史相談件数及びフィールド・ミュージアム京都閲覧件数

年 度	歴史資料 閲覧件数 (人)	歴史相談件数 (人)	フィールド・ ミュージアム京都 閲覧件数 (件)
平成 9 年度	1,613	477	—
平成 10 年度	1,559	269	—
平成 11 年度	978	1,119	—
平成 12 年度	1,780	1,116	—
平成 13 年度	1,545	1,044	—
平成 14 年度	1,534	1,135	—

平成 15 年度	1,651	1,081	—
平成 16 年度	1,559	972	—
平成 17 年度	1,361	1,058	42,948
平成 18 年度	1,339	989	43,057

c 市民利用促進のための施策状況

(a) 案内表示等

施設の存在自体を目立たせる工夫として、歴史資料館前の市営御所東駐車場内に寺町通に向かって看板を設置しており、市バス河原町丸太町バス停留所においては車内放送で近隣停留所である旨案内している。

(b) ホームページでの情報発信

インターネットにおける歴史資料館ホームページは平成 10 年度から発信しており、その閲覧件数は表 7 のとおり年々増加しており、平成 18 年度は 59,222 件であった。

(表 7) ホームページ閲覧件数

(単位：件)

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
閲覧件数	16,386	35,605	45,001	52,902	59,222

現状のホームページは、閲覧しやすい構成とはなっておらず、収蔵資料全体の概要についての情報がなく、資料画像の掲載も展示事業に係る一部のみであるなど、改良の余地が残されている。

(c) 広報発表等

広報発表は年度末に次年度の事業計画（展示、講座及び教室）についてまとめて行っており、個別の事業の実施に当たっては、記者クラブ向けにお知らせを配付している。

市民しんぶんには展示、講座及び教室の開催について随時記事を掲載している。

(d) 施設案内文書

歴史資料館の概要を表すものとして、リーフレットを作成し、キャンパスプラザ京都、京都アスニー、京都駅前観光案内所等に配置して、来館者の増加を図っており、平成20年3月に改定版を制作した。

(e) 評議員会

歴史資料館には、京都市歴史資料館評議員規則に基づき、学識経験者8人及び公募による市民2人によって構成される評議員会が設置されており、評議員は、歴史資料館の運営に関する事項について館長の求めに応じ、調査するとともに意見を述べることを期待されている。

評議員会の開催は年度末の1回のみであり、現年度及び次年度の事業の結果と予定について事務局が報告を行い、評議員から意見を聴取する場となっている。

(f) 歴史博物館（仮称）基本構想

歴史資料館の持つ機能を継承し、更に発展させるものとして、平成11年度に「京都市歴史博物館（仮称）基本構想」が策定されたが、これまで、その実現についての道筋がついていない。現在は、総合企画局が主体となり、本市が平成18年11月にまとめた「歴史都市・京都創生策Ⅱ」において、「国立京都歴史博物館（仮称）」の整備を国に提案している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

歴史資料館は、京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資するための施設として設置されているが、入館料が無料であり、ほぼ通年で展示事業を実施しているにも関わらず、入館者数は1日平均50人程度にとどまっており、所期の目的からすると低調である。

については、学校教育における活用を重視するとともに、施設の運用や市民向け事業の展開において工夫をこらし、市民利用の促進に向けて次のとおり具体的に取組まれない。

なお、本市市民以外の方に本市の歴史を理解していただくことも歴史資料館に期待される役割であるので、観光客や修学旅行生などにも十分な周

知宣伝を行い、積極的に誘致されたい。

a 展示事業の充実及び映像展示システムの活用

これまでの実績から、入館者の増減が主に展示事業の内容に左右されることが判明しているため、施設や収蔵資料の有効利用を心がけるとともに、より魅力的な展示事業を企画し、実施されたい。

また、映像展示システムは、本市の歴史や伝統行事をわかりやすく学ぶことができるものであるため、今後、市民、観光客等に周知し、効果的に運用されたい。

b インターネットの活用

各地の資料館、文書館等の歴史資料を扱う文化施設では、インターネットを活用して、ホームページにより施設や事業についての情報を発信するばかりでなく、近年、各施設共にデジタルギャラリー、アーカイブ等の名称で収蔵資料を公開することが一般化している。

今後、実施中の事業を紹介し、利用の手引きとなる見やすいホームページを作成し、時宜に即してその内容を更新していくとともに、その中で収蔵資料のデータベース及び画像、並びに映像展示ビデオなどを公開していくことは歴史資料館の設置目的に沿った事業であるため、インターネットを通じた情報公開の充実、高度化に努められたい。

c 積極的な広報活動

事業実施に当たっての広報業務は、市民への周知と効果的な事業実施のためには、不可欠の基本業務であることから、展示内容の更新や講座の開設などにおいては、逐次広報発表を実施し、より多くの市民に関心を持っていただけるよう、新聞報道、テレビ放送等の実現に努められたい。

オ 資料の収集、調査研究、保存及び成果の発表、並びにこれに要する諸装置等の管理は十分行われているか。

(ア) 分析

a 職員の配置

歴史資料館は、歴史資料の収集、整理及び保存、並びに調査・研究という専門性の高い業務に、館長をはじめとする専任3人と非常勤嘱託8人の合計11人の専門職員を充てており、うち6人が市政史編さんに携

わっている。

b 歴史資料の収蔵状況

歴史資料の収集，調査及び保存は，予備調査，現物搬入，本調査，くん蒸，写真保存及び収蔵の手順で実施している。

平成 18 年度末現在の収蔵資料の件数等は表 8 のとおりであり，主要な資料である古文書は 143 件，75,400 点，これを撮影した写真複写 2,024,800 コマを有しており，その他に新聞等のマイクロフィルム，歴史図書，美術工芸品，民俗資料等，膨大な歴史資料を有している。なお，最近 3 箇年の新蔵資料は表 9 のとおりである。

(表 8) 歴史資料の収蔵状況 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

種 別	数量又は品目	種 別	数量又は品目
古文書	143 件, 75,400 点	歴史図書一般	52,530 冊
古文書の写真複写	2,024,800 コマ	美術工芸品	200 点
新聞等のマイクロフィルム	965,000 コマ	民俗資料	杵, 秤, 町旗, 籠, つづら, 祭礼装飾品等

(表 9) 年度別新蔵資料の明細 (最近 3 箇年)

年 度	資料名 (数量)
平成 16 年度	写真乾板 (30 枚), 柴田家文書 (3 点), 中村家文書 (3 点), 永運院文書 (400 点)
平成 17 年度	な し
平成 18 年度	高嶋家文書 (1,200 点), ^{さざなみ} 漣家文書 (6 点), 石板 (1 点), 奥野家文書 (300 点), 服部家文書 (241 点), 絵画 (1 幅)

資料を収蔵するための収蔵室は，床面積は 457 平方メートル，容積は 1,171 立方メートルであり，歴史資料は資料の種別及び重要度に応じて，第一から第三までの収蔵室，並びに特別収蔵室，民俗収蔵室に収蔵している。

資料の保存に係る空調設備，消火設備等の諸装置はいずれも適切に管理されていた。

c 調査・研究・発表の状況

収集した資料は、専門職員が、整理し、継続して調査研究した後、「叢書 京都の史料」として刊行している。また市政史編さん事業の成果としての「京都市政史」及び歴史資料館における歴史研究全般に関するものとして「京都市歴史資料館紀要」を刊行している。これまでの刊行実績は、全種合わせて31巻であり、販売実績は1,445部、各方面への寄贈は12,446部であり、最近5箇年の書籍刊行状況は、表10のとおりである。

(表10) 書籍刊行状況 (最近5箇年)

刊行年度	書 籍 名	販売価格 (円)	出版部数 (部)
平成14年度	叢書 京都の史料「京都武鑑」(上)	3,800	700
	京都市政史 第4巻「資料 市政の形成」	6,000	1,200
	京都市歴史資料館紀要 第19号	1,500	500
平成15年度	叢書 京都の史料「京都武鑑」(下)	3,800	700
平成16年度	京都市歴史資料館紀要 第20号	1,000	500
平成17年度	叢書 京都の史料「大中院文書・永運院文書」	3,800	700
	京都市政史 第5巻「資料 市政の展開」	6,000	1,200
平成18年度	京都市歴史資料館紀要 第21号	1,000	500

平成18年度は、「京都市歴史資料館紀要」第21号のみを刊行し、一方で年度内は、翌年度以降に刊行する予定の「叢書 京都の史料『近代自治の源流』」及び「京都市政史『市政の形成』」に関する資料の収集及び執筆を行った。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第2 相談事業 (文化市民局)

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第1章 安らぎのあるまち

第3節 だれもが安心してくらせるまち

3 日常生活における身近な安全や安心を確保する

施 策	事 務 事 業		監査対象
	名 称	担当課	
消費者が自立し 安心してくらし るまちづくり	消費者啓発	文化市民局市民生活部 市民総合相談課	
	消費者相談	文化市民局市民生活部 市民総合相談課	
	消費生活調査	文化市民局市民生活部 市民総合相談課	
	消費者生活審議会	文化市民局市民生活部 市民総合相談課	
	相談事業	文化市民局市民生活部 市民総合相談課	○

2 事務事業の概要

事務事業名		相談事業
全体計画		市民が、生活上発生する各種のトラブルの解決を図るうえで必要な情報を、個別相談事業を通じて提供し、市民の生活上の自立を支援する。また、市民からの市政に関する問い合わせに対して必要な情報を提供するとともに、苦情、要望等を受け付けるなど、公聴に関する窓口機能を発揮する。
平成 18 年度	当初予算	36,798,000 円
	決 算	35,505,474 円
平成 18 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般相談 市民総合相談課及び区役所・支所にて市政相談（広聴）を実施 ○ 無料法律相談 実施日 市民総合相談課：月曜日から金曜日までの午後（夜間相談は第 2，4 水曜日）

	<p style="text-align: center;">区役所・支所：毎週水曜日の午後</p> <p>○ 交通事故相談 実施日 市民総合相談課：月曜日から金曜日まで</p> <p>○ 税務相談 実施日 区役所・支所：年1回（確定申告期）</p>
平成 18 年度局運営方針での位置付け	<p>防犯，交通事故の防止など市民が安心して暮らせる地域づくり，消費者被害の防止と救済など，市民生活の安定，向上のための取組，区役所におけるサービスの向上に努める。</p> <p>消費生活の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活相談事業

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 市民にとって，利用しやすい運営を行っているか。
- (3) 相談を通して何らかの教示，助言，解決ができているか。
- (4) 市民からの要望，苦情等をどのように市政に反映させているか。
- (5) 他機関による同様の相談業務等を参考に効率的な運営を行っているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが，以下の事項について，意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

無料法律相談について，プライバシーの確保に配慮すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(イ) 分析

相談事業は，文化市民局運営方針における消費生活の向上のため，市民が日常生活のうえで必要とする情報を提供することによって生活上の自立を支援し，また，市民からの苦情，要望等を受け付けるなどの公聴に関する窓口機能を発揮するために行っているものであり，特に実施に当たり準

拠すべき根拠法令等があるものではない。

なお、交通事故相談については交通安全対策基本法第 38 条に基づき行っている。

a 一般相談

一般相談は、市民総合相談課及び区役所・支所まちづくり推進課において、本市嘱託職員が市政一般についての相談業務を行っている。

b 無料法律相談

無料法律相談は、随意契約により京都弁護士会に委託している。当業務を行うには、次のような要件が必要となる。

- (a) 相談員は、法律に関する高度な専門的な知識を要する弁護士をもって充てる必要があること。
- (b) 本市が指定した日に多数の弁護士を動員できること。
- (c) 相談日当日の担当弁護士が何らかのトラブルで相談業務に従事できない場合には、代替弁護士を確保できること。
- (d) 相談業務において、不十分な対応である場合、あるいは相談者が不十分と感じた場合においての、弁護士の個別対応についてチェック機能があること。

これらは、「京都市局長等専決規程等に規定する別に定める随意契約の範囲」に定める「法令の規定又は著作権等により特定の者でなければ契約の内容を履行することができないもの」に該当しており、京都弁護士会と随意契約を行うことに疑義はない。

c 交通事故相談

交通事故相談は、交通安全対策基本法第 38 条に基づき、交通事故による被害者の救済を目的として、専門相談員（本市嘱託職員）が、示談の方法や賠償問題などに関して問題解決に向けた助言や情報提供を行っている。

d 税務相談

税務相談は、随意契約により近畿税理士会京都府支部連合会に委託している。

上記法律相談と同様の理由により、同連合会と随意契約を行うことに疑義はない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 市民にとって、利用しやすい運営を行っているか。

(ア) 分析

a 一般相談

市民総合相談課に4人、区役所・支所まちづくり推進課に各1人ずつ計18人の市政に精通した相談員（本市嘱託職員）が配置されており、市政に関する市民からの要望、苦情、意見、問合せ等に応じており、市民にとっては利用しやすいものとなっている。

なお、過去5年間の相談件数の推移は表11のとおりであり、件数は減少傾向にあるが多くの市民が利用している。

(表11) 一般相談件数の推移

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数	186,123	179,061	177,781	156,419	150,017

b 無料法律相談

市民総合相談課においては、月曜日から金曜日までの午後1時30分から午後4時まで（夜間相談は第2、4水曜日の午後6時から午後8時まで）、区役所・支所においては、毎週水曜日の午後1時30分から午後4時まで行っている。

(a) 受付

市民総合相談課においては先着順（午前9時から整理券配付、水曜日は予約制、電話予約可）としており、区役所・支所においても、抽選を行っている西京区役所と洛西支所を除き先着順としている。

(b) 定員

1日の相談者数（1人20分以内）は、市民総合相談課で15人（夜間相談は12人）、上京、中京、東山、下京区役所及び支所は7人、その他の区役所では15人までとなっており、定員を超えて申し込みがあった場合は、他の相談会場を紹介している。ただし、表12のとおり相談者総数が定員総数を上回った年度はない。

(表12) 無料法律相談利用率の推移

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用率 (相談者総数/定員総数)	85.5%	83.7%	84.9%	83.4%

なお、相談員の配置は、市民総合相談課は午後 2 人、夜間 2 人、上京、中京、東山、下京区役所及び支所は 1 人、それ以外の区役所は 2 人である。

(c) 相談件数の推移

過去 5 年間の相談件数の推移は表 13 のとおりであり、無料であること、区役所・支所という身近な場所で行われていること、市民総合相談課においては、夜間も利用できることなど、市民の利便性に配慮したものとなっているが、一方で、相談件数が年々減少しており、そのことについての検証が望まれる。

(表 13) 無料法律相談件数の推移

注 () 内は夜間の件数

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相談件数	13,280 (227)	13,274 (249)	11,480 (259)	10,246 (245)	9,881 (227)

(d) 相談員に係る苦情等への対応について

相談内容の概要や相談時の状況については、当番弁護士が相談終了後に簡易な日報を作成し、報告することとされている。また、相談員が時間どおりに来ない、態度が横柄である等の相談員に対する苦情等については、市民総合相談課と京都弁護士会とではほぼ 2 箇月に一度連絡会を開催し解消に向けた協議を行っている。

(e) プライバシーの確保

法律相談はその性格から、プライバシーの確保が求められる。相談室は相談内容が漏れないよう機密性が確保される必要があるが、一部の区役所では庁舎の構造上、相談室の機密性の確保に問題がある。

c 交通事故相談

(a) 相談員は、内閣府が開催する交通事故相談員中央研修会の研修を受

講し、また、内閣府から委嘱を受けた財団法人交通事故紛争処理センターから月に一度派遣される、交通事故相談員アドバイザー（弁護士）により、個々の相談事案に関する助言、アドバイス等を受けるなど、相談体制の強化に努めている。

相談は、面接、電話及び書面で行われ、電話相談がもっとも多い。相談内容では「示談及び話し合いの仕方」と「賠償額の算定」が大部分を占めている。

過去5年間の相談件数の推移は表14のとおりである。

(表14) 交通事故相談件数の推移

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数	1,039	619(注)	565	581	424

注 平成15年度から統計方法を変更したことによる件数減

d 税務相談

税理士による相談を、市民総合相談課及び区役所・支所において、年1回確定申告時に行っている。

過去5年間の相談件数の推移は表15のとおりである。

(表15) 税務相談件数の推移

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数	228	266	114	102	107

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

無料法律相談については、その性格からプライバシーの確保についての対応が求められる。区役所・支所ごとに庁舎の構造等その状態に差があることはやむをえないが、相談室の機密性について、十分な配慮をされたい。

ウ 相談を通して、何らかの教示、助言、解決ができていますか。

(ア) 分析

a 一般相談

市民総合相談課及び区役所・支所まちづくり推進課において市政に関

する市民からの要望，苦情，意見，問合せ等に応じるとともに，市民の声として「市民の声処理要領」に基づき市政への反映を行っている。

なお，平成18年度の受付処理状況は表16のとおりであり，法令や制度上困難なものを除くほぼすべてについて教示，指導を中心とした処理を行っている。

(表16) 平成18年度市民の声（一般相談）受付処理状況

(単位:件)

受付	苦情	1,196
	要望	339
	意見	18
	相談, 問合せ	148,462
	礼状	2
	合計	150,017
処理	満たしたもの	116
	近く満たせるもの	1,270
	満たせないもの	147
	教示, 指導	148,462
	参考	22
	合計	150,017

b 無料法律相談

弁護士が相談員であり，相談日当日に相談を受けながら適切な教示，助言を行っている。

c 交通事故相談

専門相談員が電話及び面接にて相談を行っており，相談日当日に指導を行っている。内容によっては後日再相談を行っている。

d 税務相談

税理士が相談員であり，相談日当日に相談を受けながら適切な教示，助言を行っている。

以上の分析に基づき，着眼点に照らし，問題点はなかった。

エ 市民からの要望，苦情等をどのように市政に反映させているか。

(ア) 分析

市民総合相談課及び各区・支所まちづくり推進課(以下「受付課」という。)では，市民から寄せられる市政等への問合せや要望，苦情，相談等を「市民の声」として，担当窓口の案内や受付，取次ぎ等を行っている。即応できるものは受付課で対応することとし，要望，苦情等については関係部署への取次ぎを基本としている。関係部署への取次ぎは「市民の声処理要領」に基づき，処理カードに要旨を記入のうえ関係部署に送付し，相談者への回答等の処理情報を記入の後返送させる方法で，市政に反映させている。以上の分析に基づき，着眼点に照らし，問題点はなかった。

オ 他機関による同様の相談業務等を参考に運営の改善を図っているか。

(ア) 分析

a 同様の相談業務を行っている主なものは，次のとおりである。

(a) 府民無料法律相談

京都府が，毎月第2，4火曜日午後1時30分から午後4時30分まで，京都府庁内相談センターで弁護士による法律相談を実施している。1人20分程度で定員は8人。前日午前9時から電話予約ができる。

(b) 交通事故相談

- ・ 京都弁護士会が月曜日から金曜日までの午前9時30分から12時まで及び午後1時から午後4時まで，京都弁護士会館で弁護士による無料相談（1人30分）を行っている。
- ・ 京都府が，月曜日から金曜日までの午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで（ただし，電話相談は午前9時から午後5時まで），京都府庁内交通事故相談所で専門相談員により無料相談を行っている。

(c) 税務相談

近畿税理士会が，月曜日から金曜日までの午後1時から午後4時まで，税理士会館で税理士による無料相談を実施しており，とりわけ，確定申告時期には納税協会や銀行等においても実施している。

b 市民総合相談課の考え方

上記のように，他機関における相談業務の実施状況は，本市が実施し

ているものとはほぼ同様であるが、相談件数においては、本市では減少傾向にあるものの、他機関は横ばいで推移している。

複雑多様化が進む現在の社会情勢において、相談業務が果たすべき役割はますます重要となっていることから、同様の業務を行っている他機関との情報交換を含め、今後の相談環境の動向を十分注視し、適正かつ効果的な運営に努力するとしている。

今後、各相談業務について、他機関との役割分担を踏まえた効率的な運営が望まれる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第3 地域子育て支援ステーション（保健福祉局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第1章 安らぎのある暮らし

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

2 子どもを安心して産み育てる

施 策	事 務 事 業		監査対象
	名 称	担当課等	
子育ての支援を 求める家庭への 応援体制の構築	乳幼児医療費支給事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	あたらしいソパママ子育て ふれあい体験事業	保健福祉局子育て支援部 保育課	
	公営保育所地域活動事業	保健福祉局子育て支援部 保育課	
	子どもネットワーク運営	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
	地域子育て支援ステーショ ン	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	○
	出産お祝いレター等お届け 事業	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
	母子寡婦福祉連合会補助	保健福祉局子育て支援部	

	児童家庭課	
母子家庭つなぎ資金貸付	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
母子福祉センター運営	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
母子家庭自立支援給付金 事業	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
母子寡婦福祉資金貸付事業 事務	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
母子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計繰出金（事務費）	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
ひとり親家庭日常生活支援 事業	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
京都市子育て支援センター いきいきセンター（つどい の広場）事業	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
子ども・子育ていきいき フェア	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課	
育児支援家庭訪問事業	保健福祉局 子育て支援部児童家庭課 保健衛生推進室健康増進課	
小・中学生就学援助費	教育委員会総務部 調査課	
京都市子育て支援総合セン ターこどもみらい館	教育委員会こどもみらい館 保健福祉局子育て支援部 保育課	

2 事務事業の概要

事務事業名	地域子育て支援ステーション
全体計画	「子育て支援都市・京都」の実現を目指し、子育て支援ネ

		<p>ネットワークの構築に向け、おおむね小学校区を単位とする最も身近な地域レベルでの相談及び支援の拠点として、保育所又は児童館から地域子育て支援ステーション（以下「ステーション」という。）を指定し、子育て中の家庭の子ども及びその保護者等を対象に、子育て相談の実施、子育て講座等の開催、地域関係機関との子育て支援ネットワークの構築、子育て支援サークル等地域住民の自主活動の育成及び支援等、子育て支援活動（以下「ステーション実施事業」という。）を行う。</p>
平成 18 年度	当初予算	43,350,000 円
	決 算	41,110,000 円
平成 18 年度事業の概要		<p>ステーションの拡充を図るため、新たに 10 箇所を指定し、合計 150 箇所を拠点としてステーション実施事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ステーションの指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規指定 10 箇所（保育所 6 箇所，児童館 4 箇所） ・ 継続指定 140 箇所 (保育所 108 箇所，児童館 32 箇所) ○ ステーション実施事業 <p>注 () 内の施設種別は、当該施設種別のみに該当する事業を指す。</p> <p>(基本事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て相談 ・ 子育て情報の収集・発信 ・ 地域の関係機関との連携 <p>(選択事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て講座等の開催 ・ 子育てサークル等の育成・支援（保育所），母親クラブ（児童館） ・ 家族・地域住民参加型地域交流活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や高齢者とのふれあい活動 ・ 児童文化向上のための事業（保育所） ・ 園庭・プールの開放（保育所） ・ 青少年の乳児ふれあい体験，プレイリーダー・ジュニアボランティア等の育成（児童館） ・ 幼児クラブ（児童館） ・ 思春期児童の活動への援助（児童館） <p>○ 指定施設の職員に対する研修の実施</p>
平成 18 年度局運営方針での位置付け	<p>重点方針 2 保育所・学童クラブの待機児童ゼロを継続し，社会全体で子育てを支える「子育て支援都市・京都」を推進します。</p> <p>10 市民・地域ぐるみで進める子育て支援風土づくり エ 地域子育て支援ステーションの拡充</p>

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 計画に基づき，適切な箇所数が指定されているか。
- (3) 目的に合致し，その実現に向けて適切な事業が実施事業として設定されているか。
- (4) 事業実績が計画に対して十分なものとなっているか。
- (5) 事業の周知，実施事業への参加の促進等に向けた情報発信が適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが，以下の事項について，監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

- (ア) 事業計画が委託内容を満たしているかを精査のうえ，必要な内容を計画させるべきもの
- (イ) 事業実績報告書の内容を精査のうえ，履行確認に必要な事項を確実に報告させるべきもの

イ 意見

- (ア) 委託料で購入、整備等をした物品の取扱いを明確にすべきもの
- (イ) 子育て相談の実績が著しく低い施設の状況を分析したうえ、必要な支援を行うべきもの
- (ウ) 事業の効果が検証できるよう、事業実績報告書の記載内容を見直すとともに、記載方法の徹底を図るなど、適切な事務処理をすべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

a 事業の実施の根拠となる規定

事務事業としての地域子育て支援ステーション事業（以下「ステーション事業」という。）は、児童福祉法等に基づき実施しているが、その具体的な実施根拠については、京都市地域子育て支援ステーション事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び京都市地域子育て支援ステーション事業の実施についてである。

具体的な実施方法を見ると、実施主体を京都市としたうえ、保育所又は児童館を運営する社会福祉法人等に事業を委託することができることとし、実施施設を保育所又は児童館の中から適当と認める施設を指定して行うこととしている。また、具体的な事業については、基本事業として、子育て相談の実施、子育て情報の収集・発信、地域の関係機関との連携の3つすべてと、選択事業として、9事業のうち、保育所では2つ以上を年6回以上、児童館では3つ以上を行うこととしている。

b ステーションの指定状況と監査対象

(a) ステーションの指定状況

平成18年度におけるステーションの指定の状況については、表17のとおりである。平成18年5月に新規指定したものを含めて、保育所114箇所、児童館36箇所の合計150箇所となっている。指定した施設に対する本市の所管課は児童家庭課と保育課となっており、児童家庭課が所管しているものは民営保育所98箇所と児童館36箇所であり、保育課が所管しているものは公営保育所15箇所と民営保育所1箇所となっている。

(表 17) 平成 18 年度におけるステーションの指定状況

区 分		指 定 箇 所		所管課
保育所	公営保育所	15		保育課
	民営保育所	1	地域子育て支援拡充事業所	保育課
		98	その他	児童家庭課
	小 計	114		—
児 童 館	36		児童家庭課	
合 計	150		—	

(b) 監査対象とする事務

ステーション事業については、児童家庭課が事務事業の担当課とされているが、具体的な事務は児童家庭課と保育課とで行っている。一方、監査の対象所属については、事務事業の担当課である児童家庭課としている。

については、監査対象とする事務は、児童家庭課が所管する施設に係るものとし、事務事業の評価に当たって必要であり可能となる範囲でステーション事業全体の状況を対象とする。

c 監査対象とする事務事業に係る財務事務

(a) ステーション実施事業の委託

ステーション実施事業に係る委託については、前年度に委託していたものを継続指定するものと新規に指定するものがあつた。

継続指定に係るものは、前年度に委託していた保育所 92 箇所及び児童館 32 箇所の合計 124 箇所の全てを継続して指定することとして平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間を委託期間として委託契約を締結したうえ、委託先からの請求に基づき、1 施設当たり 30 万円で合計 3,720 万円の委託料を前金払いの方法により経費支出することを決定している。当該契約は、児童福祉に関する事業であり、契約の目的が競争入札に適しないとして随意契約により行っている。

次に、新規指定に係るものは、保育所 6 箇所及び児童館 4 箇所の合

計 10 箇所を指定することとして、平成 18 年 5 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 11 箇月を委託期間として委託契約を締結したうえ、委託先からの請求に基づき、1 施設当たりステーションの看板代等の初度調弁費 4 万円を含む 34 万円で合計 340 万円の委託料を前金払いの方法により経費支出することを決定している。当該契約は、継続指定に係るものと同じ理由により随意契約している。

また、これらの委託契約においては、すみやかに事業計画書を提出するとともに、平成 19 年 4 月 30 日までに事業実績報告書を提出することとなっており、一部で事業計画書の提出が見られなかったものや事業実績報告書の記載が不十分なものが見られた。

(b) ステーションに指定された施設職員に対する研修等

ステーション事業の円滑な実施を図るための事業として、新規に指定した施設に対するオリエンテーション及び指定した施設職員に対する研修を実施している。

新規に指定した施設に対するオリエンテーションについては、平成 18 年 4 月 19 日に京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の研修室を借り上げ、実施している。

次に、指定した施設職員に対する研修については、委託により実施することとし、平成 18 年 6 月 29 日に、平成 19 年 3 月 31 日までを委託期間として社会福祉法人京都市社会福祉協議会と委託契約を締結したうえ、委託先からの請求に基づき、50 万円の委託料を前金払いの方法により経費支出することを決定している。当該契約は、京都市の児童福祉施策等を踏まえて企画実施するものであり、契約の目的が競争入札に適しないとして、随意契約により行っている。また、委託契約においては、平成 19 年 4 月 30 日までに事業実績報告書を提出することとなっており、提出がされていた。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

- a ステーション実施事業に係る各施設における事業計画については、委託契約書によると、契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること

とされており、基本事業及び選択事業が委託の要件を満たして計画され、事業の実施が確実に見込めるものかをあらかじめ確認することができるものとなっている。

ステーション実施事業を委託している施設 134 箇所について、事業計画書の提出状況を見たところ、提出が確認できないものが 5 件（構成比率 3.7 パーセント）あり、提出されている事業計画書のうち、基本事業として実施することとされている地域の関係機関との連携で記載のないものが 18 件（構成比率 13.4 パーセント）あった。

委託契約の履行確認について、事業の確実な進ちよくを図る観点から、委託契約に基づき事業計画書を確実に提出させるとともに、事業計画が委託内容を満たしているかを精査のうえ、必要に応じて計画を補正させるなど、適正な事務処理をされたい。

- b ステーション実施事業に係る各施設の事業実績については、委託契約書によると、平成 19 年 4 月 30 日までに事業実績報告書を提出することとされており、当該報告書の様式には基本事業、選択事業別の実施事業内容に加え、支出済額内訳を記載することが定められている。

ステーション実施事業を委託している施設 134 箇所について、事業実績報告書の提出状況を見たところ、全件で提出されていたものの、基本事業として実施することとされている地域の関係機関との連携で実績の記載のないものが 15 件（構成比率 11.2 パーセント）あり、支出済額内訳の合計額が委託金額 30 万円を下回っているものが 12 件（構成比率 9.0 パーセント）、委託金額の半額である 15 万円にも満たないものが 4 件（構成比率 3.0 パーセント）、同内訳の提出のないものが 1 件あった。さらに、新規契約の施設を見ると、看板代を含む委託料が交付されているにもかかわらず、当該作成を示す資料を添付させていないものがあった。

委託契約の履行確認について、事業の成果を正確かつ確実に把握する観点から、事業実績報告書の内容を精査のうえ、必要な事項を確実に報告させるなど、適正な事務処理をされたい。

(ウ) 意見

- a 委託料については、委託料が委託事業の実施に係る相当の対価とされているため、委託事業以外にその一部が用いられることを当然のことと

して認めているものではない。また、ステーション事業は、継続して指定することを前提としつつも、単年度契約によって実施している。

ステーション事業を委託している施設 134 箇所のうち無作為に抽出した 34 件について、事業実績報告書のうち支出済額内訳を見たところ、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え、かつ取得単価が 2 万円以上のものなど、京都市物品会計規則等で備品に区分される物品等を購入していたものが 7 件（構成比率 20.6 パーセント）あった。

委託料による購入物品について、委託期間を超えて価値が残存する一定金額以上の物品を購入する場合、それらの物品の取扱いを検討のうえ、委託契約書等に明記するとともに、別途報告させるなど、より適切な事務処理となるよう改善されたい。

イ 計画に基づき、適切な箇所数が指定されているか。

(ア) 分析

a ステーションの指定箇所数に関する目標

ステーションの指定箇所数に関する目標については、平成 13 年 1 月策定の京都市基本計画では、2010 年には地域子育て支援ステーション数を「180 箇所（概ね小学校区に 1 箇所）」として示している。また、平成 9 年 1 月策定の「京（みやこ）・子どもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」（以下「子どもプラン」という。）及び平成 17 年 1 月策定の現行計画である新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（以下「新子どもプラン」という。）のいずれにおいても小学校区を単位として指定することを目標としている。

以上から、ステーションの指定箇所数については、身近な地域における拠点として小学校区単位での設置を目標としているといえる。

b 平成 18 年度における指定対象箇所数

平成 18 年度における指定対象箇所数について、市内の市立小学校数を見ると、平成 18 年 5 月 1 日現在で 183 校 3 分校となっており、うち、在籍する児童がいない 2 校 3 分校を除く 181 校が指定の対象となるものと考えられる。

c 指定箇所数の推移と現状

ステーション事業の指定箇所数の推移については、総数で見ると表 18

のとおりである。開始2箇年で70箇所と京都市基本計画の目標180箇所に対して38.9パーセント相当を指定し、平成14年度以降では毎年10箇所ずつを新規指定しており、平成18年度には150箇所と、達成率が83.3パーセントとなっている。したがって、今後、これまでと同様の水準で指定を行えば、平成21年(2009年)には、基本計画に示す目標を1年前倒しで達成することが見込まれる。

また、平成18年度の指定施設の施設別の構成比率については、指定総数150箇所のうち、保育所が114箇所で76.0パーセント、児童館が36箇所で24.0パーセントをそれぞれ占めている。

(表18) ステーションの指定箇所数の推移

注1 平成12年5月には幼稚園5箇所を含んでいたが、同年度末で指定を解除している。

注2 達成率は、目標を基本計画に記載している180箇所とした場合のものである。

区 分	平成10年5月	平成11年5月	平成12年5月	平成13年5月
新規指定数	42	28	15	20
指定の合計数	42	70	85	100
達成率	23.3	38.9	47.2	55.6

(単位：箇所，%)

平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月
10	10	10	10	10
110	120	130	140	150
61.1	66.7	72.2	77.8	83.3

d 行政区別に見た指定の状況

施設の指定が小学校区に対応しているかについて、行政区別の指定箇所数を小学校数と比較することで概況を見ると、表19のとおりになる。小学校数との対応で見ると、保育所及び児童館は必ずしも小学校区ごとに設置されているわけではなく、また1小学校区に複数設置されている場合もあるので単純に比較できないが、63.6パーセントから112.5パーセントまでと行政区で格差が見られ、周辺山間地域を含む左京区及び右

京区並びに市内中心部にある下京区及び中京区で比率が低くなっていた。特に北区、左京区、右京区の周辺山間地域におけるステーション事業の在り方について、それぞれの地域の特性を踏まえつつ、検討していくことが望まれる。

(表 19) 行政区別の小学校数とステーションの指定状況

注1 小学校数は、平成 18 年 5 月 1 日現在で児童の在籍のない 2 校 3 分校を除くものである。

注2 山科区に係る保育課所管分は、地域子育て支援拡充事業所である民営保育所である。

注3 中京区に係る児童家庭課所管分のうち 1 箇所は、隣接する上京区の学区において指定されたものである。

(単位：校、箇所、%)

区 分	小学校数 (A)	指定箇所数(B)			差引 (B-A)	比率 (B/A)
		合計	児童家庭課 所 管	保育課 所 管		
北 区	18	16	15	1	△ 2	88.9
上京区	9	8	7	1	—	88.9
左京区	23	15	12	3	△ 8	65.2
中京区	10	8	6	2	△ 3	80.0
東山区	8	9	8	1	1	112.5
山科区	13	11	10	1	△ 2	84.6
下京区	11	7	6	1	△ 4	63.6
南 区	13	13	10	3	—	100.0
右京区	23	15	14	1	△ 8	65.2
西京区	18	16	16	—	△ 2	88.9
伏見区	35	32	30	2	△ 3	91.4
合 計	181	150	134	16	△31	82.9

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 目的に合致し、その実現に向けて適切な事業が実施事業として設定されて

いるか。

(ア) 分析

a ステーション事業の本市における位置付けとその目的

(a) ステーション事業の分野別計画における位置付け

ステーション事業は、京都市基本計画における児童育成分野の分野別計画である子どもプランに基づく新規事業として、事業を開始している。また、ステーションは、子どもプランの中で、表 20 に示すとおり、身近な地域でのステーション、行政区単位での子ども支援センター、全市における児童福祉センター等の中核機関の3階層からなる京都子どもネットワークの一環として、小学校区を基礎単位に保育所等を指定し、子育てに関する知識や経験を地域の子育て支援に活用するものとしている。

その後、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代育成支援法」という。）の制定等を踏まえ、平成18年度までを計画期間としていた子どもプランを前倒して見直し、平成17年1月に次世代育成支援法に基づく市町村計画であり、本市の子育て支援施策の総合的な計画として新子どもプランを策定している。これに伴い、新子どもプランにおいて、「次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり」における重点施策の一つとして、「地域子育て支援ステーションの設置の拡大」が掲げられ、小学校区を単位とした身近な地域に設置できるよう、引き続きステーションの指定の拡大に努めるとしている。

以上から、ステーション事業は、市独自に地域における子育て支援を階層的に構成し、相互に連携した体制を構築する中で、最も基礎的な部分であると位置付けられている。

(表 20) 京都子どもネットワークのイメージ

区 分	内 容
全 市	○ 京都子どもネットワーク連絡会議 ○ 子育て支援中核施設 児童福祉センター，こどもみらい館，こども相談センターパト

	ナ, 京あんしんこども館
行政区	○ 各区子育て支援調整会議 ○ 子ども支援センター ○ 保健所
身近な地域	○ 地域子育て支援ステーション

(b) ステーション事業の目的と方法

ステーション事業の目的は, 実施要綱によると, ①地域の育児力の向上を図る活動を行うこと, ②児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭に対する支援をすること, の2つを示している。また, この目的を達成するため, 保育所又は児童館をステーションに指定し, それら施設の知識, 経験等を活用するとしている。

したがって, ステーション事業は, 地域における子育て支援を既存の子育て関連施設の能力を活用して推進することを意図したものといえる。

b ステーション実施事業の対象者と主な内容

ステーション実施事業については, 前項で見たとおり, 地域並びに児童及び子育て家庭を対象とした事業であることから, 事業の主な対象者と主な内容を見ると, 表 21 のとおりである。

事業内容を主な対象者別に見ると, 表 21 の3に示すとおり, 地域住民を対象とする事業が3事業, 保護者を対象とするものが3事業, 児童及び保護者を対象とするものが2事業, 児童を対象とするものが6事業となっており, 目的の実現に向け, バランスよく事業が設定されている。

(表 21) ステーション実施事業の対象と主な内容

1 基本事業

事業名	主な対象者	主な内容
ア 子育て相談	子育て家庭 (保護者)	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての不安, 悩みに関する相談 専門機関への連絡調整
イ 子育て情報の収集・発信	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て情報の収集

		<ul style="list-style-type: none"> 定期情報誌の発行等による情報提供
ウ 地域の関係機関との連携	— (要援助児童)	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な連絡体制の構築 虐待等の救助活動

2 選択事業

2-1(1) 選択事業 (共通)

事業名	主な対象者	主な内容
ア 子育て講座等	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての在り方の学習
ウ 家族・地域住民参加型 地域交流活動	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 施設の事業内容に対する理解の促進 子育て支援交流拠点としてのPR
エ 障害者や高齢者との ふれあい活動	園児・児童	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子ども・高齢者との交流 多様な人々の認知, 支え合いのきっかけ

2-1(2) 選択事業(保育所)

事業名	主な対象者	主な内容
イ-1 子育てサークル等の 育成・支援	子育て家庭 (保護者)	<ul style="list-style-type: none"> 育児に関する情報交換 子育ての相互協力 (場所・情報の提供)
オ 児童文化向上のための 事業	地域児童	<ul style="list-style-type: none"> 人形劇等の実施
カ 園庭・プールの開放	子育て家庭 (児童・保護者)	<ul style="list-style-type: none"> 遊び仲間・場所の提供 子育ての在り方の学習
キ-1 青少年の乳幼児ふれ あい体験	青少年 (小・中・高校生)	<ul style="list-style-type: none"> 育ち方・生命の大切さの学習 乳幼児との接し方の学習 (一緒に遊ぶ。)

2-(3) 選択事業（児童館）

事業名	主な対象者	主な内容
イ-2 母親クラブ	子育て家庭 (保護者)	・ 子どもの健全育成に関する ボランティア活動 (場所・情報の提供)
キ-2 プレイリーダー・ジュ ニアボランティア等の 育成	青少年 (小・中・高校生)	・ 子どもたちのプレイリーダー としてのボランティア活動
ク 幼児クラブ	乳幼児・保護者 (就学前)	・ 親子・子ども同士の交流 (遊戯等の実施)
ケ 思春期児童の活動への 援助	地域児童	・ 地域の中でのグループ活動 の援助

3 主な対象別の事業数

区 分	事 業 数	内 訳	
		基本事業	選択事業
地域住民 (子育て家庭保護者を含む。)	3	イ	ア, ウ
子 育 て 家 庭	保護者	3	ア
	児童・保護者	2	ー
	児童	6	ウ
			イ-1, イ-2 カ, ク エ, オ, キ-1, キ-2, ケ

c ステーション実施事業に対する市民ニーズの状況

ステーション実施事業に対する市民ニーズについては、新子どもプラン策定に当たり、平成16年に「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」(以下「市民ニーズ調査」という。)を実施しており、その中で、子どもプランに基づき既に平成10年から実施していたステーション事業に関する調査も行っている。

市民ニーズ調査は、市内在住の就学前児童又は小学生児童のいる世帯合計1万2千世帯を対象にして実施し、39.1パーセントの回収があったものである。ステーション事業に関するアンケート結果は、表22のとおりである。

ステーション事業の認知度については、ステーションは4割程度で認知されており、その基本事業でもある子育て相談では5割前後、選択事業でもある園庭開放、幼児クラブ・母親クラブでは7割程度に認知されている。

また、利用状況については、保育所等での園庭開放、児童館での子育て相談及び幼児クラブ・母親クラブでは3割程度で利用されているが、ステーションの利用は7パーセント前後、保育所での子育て相談は1割程度と低いものになっている。

一方、今後の利用の意向については、園庭開放等の遊びの空間への希望がやや高く、その他の項目でも実際の利用状況を上回るものとなっている。利用状況と利用意向との比率を見ると、保育所での子育て相談で利用意向が利用状況の4倍程度となっており、潜在的なニーズが高いものとなっている。

以上から、ステーション実施事業は、bで見たとおり、園庭・プールの開放、保育所での子育て相談等、潜在的な利用意向の高い事業に取り組んでいるといえる。

(表22) ステーション事業の認知度、利用状況及び今後の利用意向

注1 市民ニーズ調査から、関連する事項を抽出したものである。

注2 地域子育てステーション①は、小学生がいる世帯の回答であり、それ以外の項目は、いずれも就学前児童のいる世帯の回答である。

(単位：%)

区 分	知っている。	利用したことがある。	今後利用したい。
地域子育て支援ステーション①	42.9	6.2	21.9
地域子育て支援ステーション②	39.3	7.5	35.3
保育所での子育て相談	55.2	11.9	49.0

児童館での子育て相談	45.4	32.1	34.1
保育所等での園庭開放等	69.8	35.1	60.3
児童館での幼児クラブ・母親クラブ	67.7	32.1	41.8

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 事業実績が計画に対して十分なものとなっているか。

(ア) 分析

a 計画策定の状況

(a) ステーション実施事業に関する目標

ステーション実施事業の目標については、新子どもプランでは、特に掲げていない。一方、所管課の事務事業評価票を見ると、実績として、相談件数、子育て講座等の事業への参加人数を掲げており、業績評価の目標としては、子育て講座等への参加人数が前年度実績を超えることを設定している。

(b) 実施施設での事業計画の策定

実施施設が策定するとされている事業計画の具体的な報告様式については、事業等の年間実施予定表といったものとなっており、基本事業として実施することとなっている3事業及び選択事業として行うこととされている保育所で2事業以上かつ年間6回以上、児童館で3事業以上といった基準を満たしていることを確認できるものとなっている。しかしながら、事業計画としては、選択事業の開催予定月等及び内容といったものにとどまっており、参加者数等の見込みを記載させることなどはしていなかった。

提出されている事業計画書の内容を分析するに当たっては、監査対象である134箇所のうち約25パーセントに当たる34箇所（保育所24箇所、児童館10箇所）を抽出した。

抽出した施設の事業計画書について見ると、ほぼ必要な項目に記載があり、選択事業の実施事業数及び回数等も定められた基準を満たしていた。ただし、提出されていないものが1施設、基本事業のうち地域の関係機関との連携の記載のないものが5施設、選択事業で定められた基準の回数を満たすことが明らかになっていないものが1施設

あった。

b 事業の実施状況

事業の実施状況については、前項で抽出した 34 施設の事業実績報告書を見ると、次のとおりである。

(a) 種類別事業の実施状況

・ 基本事業

基本事業は、実施施設が必ず行うべきものとされており、①子育て相談の実施、②子育て情報の収集・発信、③地域の関係機関等との連携、の3つとされている。

① 子育て相談の実施

子育て相談の実施に関する報告様式については、生活習慣等、発育、育児方法等の9項目の相談内容別に分類して月別の件数を報告させるものとなっている。

子育て相談件数は、表 23 のとおりであり、施設当たり年間 40.0 件となっており、保育所では 36.5 件、児童館では 48.2 件と保育所での件数が低くなっている。また、最高件数は保育所では 416 件、児童館では 214 件であり、最低件数はいずれも 0 件となっており、施設ごとに大きな格差が見られた。次に、相談内容を見てみると、保育所では生活習慣等、育児方法等、発育の3区分が全体の約6割、児童館では学校生活等の区分が全体の約5割を占めるなど、身近な地域での相談窓口としての機能を果たしているといえる。さらに、虐待に関するものが17件あることについては、ステーションの設置が新子どもプランの中で虐待防止対策としても位置付けられていることから、子どもの人権を守るうえで一定の役割を果たしていると考えられる。

(表 23) 子育て相談の状況 (抽出した施設)

注 抽出数 保育所 24 箇所、児童館 10 箇所での概要である。

1 延べ相談件数及び施設当たり相談件数

(単位：件)

区 分	延べ相談件数	施設当たり相談件数
-----	--------	-----------

保 育 所	877	36.5
児 童 館	482	48.2
合 計	1,359	40.0

2 子育て相談の内容別件数内訳

(単位:件)

区 分	生活習慣等	発育	育児方法等	家族関係等	学校生活等	非行	虐待	心身障害	その他
保育所	232	129	135	46	73	2	11	46	203
児童館	44	48	90	28	214	15	6	25	12
合 計	276	177	225	74	287	17	17	71	215

施設別の相談件数について、施設別の格差が大きいと考えられるので、監査対象全体の150施設で子育て相談件数が少ないものを見ると、年間相談件数が5件未満のものが23施設（構成比率17.2パーセント）あり、そのうち0件のものが8施設（構成比率6.0パーセント）となっている。相談件数は、地域の状況等にも影響されるものであり、一概には言えないが、これらの施設は十分な役割が果たせていない可能性が高いものと考えられる。

② 子育て情報の収集・発信

子育て情報の収集・発信に関する報告様式については、実施日、情報提供の内容、配布先・発行枚数等を報告させており、主に情報発信を想定したものとなっている。

取組状況の有無については、抽出した施設の全件で何らかの記載があり、一定の取組がなされていると考えられる。

子育て情報の発信内容については、特に詳細に定められているわけではないが、記載内容を見ると、定期情報誌又はお知らせチラシの作成及び配布、ポスターの掲示等により、行事予定や施設の紹介等をしているものが主である。その他に、「子育ての悩みについてのアドバイス」を地域の保護者に配布したとしているも

のが1件見られた。

また、子育て情報の収集については、実施事業に関して子育てアンケートをしている旨の記載があるものが1件見られた。

なお、子育て情報の発信の詳細については、事業参加の促進という観点から、オ(ア) bステーションでの情報発信の状況の項で分析する。

③ 地域の関係機関等との連携

地域の関係機関等との連携に関する報告様式については、連携会議等の実施日、議題等取組内容及び参加関係機関を報告させており、情報交換等に係る会議の開催や参加を想定したものになっている。

取組状況の有無については、抽出した施設の全件で何らかの記載があり、一定の取組がなされていると考えられる。

地域の関係機関等との連携の内容については、地域の子育てに関する情報の日常的な交換連絡体制の構築と虐待等の早期発見、援助活動と定められている。記載内容を見ると、特徴的なものは表24のとおりであり、行政区でのステーション会議、子育て支援ネットワーク会議、幼保小中連絡会議等への出席、保健所の保健師による巡回相談に加え、地域の社会福祉協議会の会議への参加、主任児童委員との連絡、共同実施事業のための会議への出席等が見られた。

(表24) 地域の関係機関等との連携での特徴的な内容(抽出した施設)

注 抽出数 保育所24箇所、児童館10箇所での概要である。

(単位：箇所)

区分	内容	実施施設数
保育所	地域子育て支援ステーション会議への出席	8
	子育て支援ネットワーク会議への出席	3
	保健所の保健師による巡回相談	3
	幼稚園、小学校、中学校等との連絡会議への出席	2
児童館	地域子育て支援ステーション会議への出席	2

- ・ 選択事業

選択事業に関する報告様式については、実施日、内容、参加者数及び参加者のうち入所児童・保護者等に係る人数を報告させているが、保育所と児童館で共通の様式となっており、選択事業の事業区分を報告させるものとはなっていなかった。

以下に、事業実績報告書に基づき、施設種別ごとに実施状況を分析することとするが、実施回数、参加者数及び参加者のうち入所児童・保護者等に係る人数については記載が不十分なものが多数見られたことから、それらに関する統計的な分析はできなかった。

① 保育所における選択事業の実施状況

保育所では、施設当たりの実施事業数が4.5事業となっている。事業別の実施状況は、表25のとおりである。

地域交流活動が9割程度で実施されるなど、運動会の公開、夏祭りの開催等、地域に対して子育て支援の拠点施設としてのPRに積極的に取り組んでいる。また、子育て講座、子育てサークル等の育成及び園庭・プール開放が8割程度の施設で実施されており、子育ての学習、遊び場所や遊び相手を得る機会という点で基本となる事業への取組が多く、多くの施設でなされている。一方、障害者・高齢者とのふれあい活動、児童文化の向上及び乳幼児ふれあい体験は、いずれも4割程度の実施となっており、一部の施設での取組となっている。乳幼児ふれあい体験では、小学校及び中学校からの体験学習の受入という形態で実施されていた。また、障害者・高齢者とのふれあい活動では、地域の老人会又はデイサービスセンターと連携し、児童が遊戯等を行うなどの交流がされていたが、特に障害者とのふれあい活動は見られなかった。

(表25) 保育所における選択事業の実施状況 (抽出した施設)

注1 抽出数 保育所24箇所での概要である。

注2 区分は、事業名を略して記しており、符号は表21の符号に対応するものである。

(単位：箇所，%)

区 分	実施施設数	実施率
ア 子育て講座等	19	79.2
イ-1 子育てサークル等の育成	18	75.0
ウ 地域交流活動	21	87.5
エ 障害者・高齢者とのふれあい活動	10	41.7
オ 児童文化の向上	11	45.8
カ 園庭・プール開放	18	75.0
キ 乳幼児ふれあい体験	10	41.7

② 児童館における選択事業の実施状況

児童館では、施設当たりの実施事業数が4.5事業となっている。事業別の実施状況は、表26のとおりである。

子育て講座は全ての施設で、地域交流活動及び幼児クラブは9割の施設で実施されており、子育ての学習、遊び場所や遊び相手を得る機会という点で基本的な事業が確実に実施され、子育て支援の拠点施設としてのPRにも積極的に取り組んでいる。また、母親クラブ、障害者・高齢者とのふれあい活動でも6、7割の実施率となるなど、多くで取り組まれている。一方、プレイリーダー等の育成及び思春期児童の活動援助は2割の実施にとどまっている。ただし、これらは、他の事業の中で同時に実施している場合も考えられ、実施状況が低く表れている可能性がある。

(表26) 児童館における選択事業の実施状況 (抽出した施設)

注1 抽出数 児童館10箇所での概要である。

注2 区分は、事業名を略して記しており、符号は表21の符号に対応するものである。

(単位：箇所，%)

区 分	実施施設数	実施率
ア 子育て講座等	10	100.0
イ-2 母親クラブ	7	70.0

ウ 地域交流活動	9	90.0
エ 障害者・高齢者とのふれあい活動	6	60.0
キ-2 プレイリーダー等の育成	2	20.0
ク 幼児クラブ	9	90.0
ケ 思春期児童の活動援助	2	20.0

(b) 事業実績の推移

所管課が作成している事務事業評価票で主な活動実績として掲げている子育て相談及び子育て講座等について、過去5年間の推移を見ると、表27のとおりとなる。

子育て相談件数については、平成16年度に減少した以外は増加を示しているが、指定箇所の増加に比べて、増加率がやや低いものとなっている。一方では、子育て相談に対する利用意向が高いことが市民ニーズ調査の中で示されていることから、今後、利用促進のための工夫が望まれる。

また、子育て講座等の開催回数については、平成16年度に大幅に増加しており、参加延べ人数についても、同様の傾向にある。これらについては、所管課からの説明によると、平成16年度から地域交流活動の参加実績等を新たに加えることにするなど、算定対象を拡大したとのことであった。

(表27) 地域子育てステーション事業の主な活動実績の推移 (指定箇所全体)

区 分	平成14年度		平成15年度			平成16年度			
	件数等	指数	件数等	対前年度 増△減	指数	件数等	対前年度 増△減	指数	
子育て相談件数	4,544	100	5,280	736	116	4,881	△399	107	
子育て 講座等	開催回数	1,063	100	1,047	△16	98	6,928	5,881	652
	参加延べ 人数	46,344	100	52,834	6,490	114	230,275	177,441	497
(参考) 指定箇所数	110	100	120	10	109	130	10	118	

(単位：件、回、人、箇所)

平成 17 年度			平成 18 年度		
件数等	対前年度 増△減	指数	件数等	対前年度 増△減	指数
5,121	240	113	5,660	539	125
6,947	19	654	10,672	3,725	1,004
232,644	2,369	502	277,414	44,770	599
140	10	127	150	10	136

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 子育て相談事業については、ステーション実施事業における基本事業の一つとして必須のものと位置付けられており、他の基本事業である地域の関係機関との連携及び地域の子育て情報の収集とも相互に密接な関係があるとともに、ステーション事業の基盤というべき事業と考えられる。

子育て相談の件数については、総件数で見ると、増加が見られるものの、施設の指定数の増加率を下回っており、施設別で見ると、年間5件未満と著しく相談件数が少ない施設が監査対象全体の 17.2 パーセントを占めていた。このことは、地域の状況も考慮しなければならないが、一部の施設においてステーション事業として要請されている水準に達していないものがあることを示していると考えられる。

ステーション実施事業のうち基本事業として位置付けられている子育て相談事業について、著しく実績が低い施設の状況を分析したうえで、地域における子育て支援を充実させる観点から、必要な支援を行われたい。

- b ステーション事業に係る事業実績報告書を見たところ、選択事業について、実施日、参加者等の欄への記入が不十分なものが多数見られ、また、様式に事業区分の記載欄が欠落していた。このため、事業別の分析

を行うことが困難な状況となっている。

ステーション実施事業に係る事業実績報告書の記載内容について、事業の効果を検証する観点から、事業実績報告書の記載欄を点検し、内容を見直すとともに、記入に当たって留意すべき点を示した記載要領を作成し、記載方法の徹底を図るなど、より適切な事務処理となるよう改善されたい。

オ 事業の周知、事業への参加の促進等に向けた情報発信が適切に行われているか。

(ア) 分析

子育て家庭及び地域に対してステーション実施事業に関する情報が適切に発信されているかについて、ステーションが京都子どもネットワークの中で最も基礎的なものに位置付けられていることを踏まえ、全市及び行政区レベルでの取組を含めて、以下に見ていく。

a 全市及び行政区レベルでの情報発信の状況

(a) 全市レベルでの情報発信

インターネットによる情報発信としては、児童家庭課のホームページにおいて、「地域子育て支援ステーション」の項目を設け、保育所及び児童館をステーションとして指定して、子育て相談、情報提供、講座等を行っているとの事業説明を行ったうえ、指定施設一覧を載せ、行政区別に施設名、電話番号、住所等を示し、事業内容及び実施日時を直接各施設に問い合わせるように案内している。また、新着情報として新規指定箇所に係る広報発表資料も掲載している。

印刷物による情報発信としては、京都市の子育て支援施策を分かりやすく、きめ細かく紹介するための冊子として作成した「子育て応援パンフレット」を毎年更新しており、子どもの相談窓口の中で「地域子育て支援ステーション」の項目を設け、子育て相談の実施、子育て講座、園庭開放（選択実施）を主な取組として紹介し、詳細は各施設に問い合わせるように案内している。また、指定施設については、行政区別に区分された保育所一覧及び児童館・学童保育所一覧に明示している。これについては、各福祉事務所等で希望者に配布することに加え、出生児のいる家庭に送付している。

さらに、マスコミへの情報提供としては、地域子育て支援ステーションの新規指定に係る広報発表を行っている。

以上から、全市レベルでは、ステーション事業そのものとステーションに指定された施設の案内を中心に情報発信に取り組んでおり、新規指定に関する情報発信に留意するとともに、出生児のいる家庭に子育て支援策の詳細な情報を送付するなど情報が確実に到達するように配慮した取組がされているといえる。

(b) 行政区レベルでの情報発信

インターネットによる情報発信としては、各区役所及び支所に設置されている14箇所の子ども支援センターのうち、12箇所がそれぞれにホームページを開設しており、その中で「地域子育て支援ステーション」の項目を設け、事業説明を行ったうえ、指定施設一覧を示し、地域内での子育て関連行事の案内等をしており、ステーション事業そのものに加え、具体的な行事に関する情報発信がされている。

印刷物による情報発信としては、各子ども支援センターが広報誌を作成しており、月刊又は隔月刊等で、子育てに関する情報及びステーションを含む関係施設での行事予定等を掲載している。また、各区社会福祉協議会等と共同して子育て応援マップ等、地域内の子育て関連施設を示す地図に関連施設名一覧等の情報を掲載したものを作成しており、ステーションについても明示するなど、視覚的な情報発信も行っている。さらに、当該区域内においてステーションの新規指定があった場合、市民しんぶん区版5月号に掲載し、施設名等を広報している。

以上から、行政区レベルでは、子育て支援センターがステーションの支援及び市民啓発・情報発信機能を担っていることを踏まえ、インターネット等による地域内の各ステーションにおける行事案内を行うとともに、行政区の子育て応援マップの作成等により、関係機関と連携した情報提供にも努めているといえる。

b ステーションでの情報発信の状況

ステーション実施事業で基本事業として「子育て情報の収集・発信」が位置付けられているので、事業実績報告書の記載内容から、抽出した

施設での取組状況を見ると、表 28 のとおりであった。

保育所では、年間複数回発行の定期情報誌やチラシを作成しているところが 58.3 パーセントあり、地域回覧等をしているものが 33.3 パーセント、福祉事務所等に備え置きしているものが 20.8 パーセント見られ、その他には病院、スーパー等の施設に備え置きしたり、ホームページでの情報発信をするなど、工夫しているものも見られる。しかしながら、施設の掲示板での事業案内以外には特に報告していないところもあった。

また、児童館では年間複数回発行の情報誌をすべてのところで作成しており、関連小学校の児童に配布しているものが 60.0 パーセント、地域へ回覧しているものが 40.0 パーセント見られるなど、地域並びに対象児童及び家庭に情報が届くように工夫しているところが多く見られる。

以上から、各ステーションでは、定期情報誌の作成に加え、それらを地域への回覧、児童への配布の方法によって情報発信するなど、情報の確実な到達に留意した工夫のある取組が見られるといえる。

(表 28) 地域子育てステーションでの情報発信の特徴的な内容 (抽出した施設)

注 1 抽出数 保育所 24 箇所、児童館 10 箇所での概要である。

注 2 実施率については、保育所又は児童館のそれぞれに対するものである。

(単位：件、%)

区 分	特 徴 的 な 内 容	件数	実施率
保育所	定期情報誌 (年間で複数回) の発行	14	58.3
	チラシ等を地域回覧, 地域配布	8	33.3
	チラシ等を福祉事務所, 保健所で配布	5	20.8
	チラシ等を児童館, 他の保育所で配布	3	12.5
	チラシ等を病院, コンビニ, 郵便局, スーパー等で配布	3	12.5
	ホームページ, メールでの情報発信	2	8.3
児童館	定期情報誌 (年間で複数回) の発行	10	100.0
	定期情報誌等を関連小学校の児童に配布	6	60.0
	定期情報誌等を地域回覧	4	40.0

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第4 観光地等交通対策（都市計画局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第2章 華やぎのあるまち

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
新しい交通施策の 確立	京都市交通情報データシステム運用	都市計画局 交通政策室	
	観光地等交通対策	都市計画局 交通政策室	○

2 事務事業の概要

事務事業名		観光地等交通対策
全体計画		京都を代表する嵐山や東山などの観光地においては、秋の観光シーズンには渋滞などの交通問題が、観光地の魅力の低下を招き、また、市民生活に影響を及ぼしている。この問題を解決するため、公共交通機関への転換や自動車の流入抑制・分散化などを図る「交通需要管理施策（TDM施策）」に積極的に取り組むことにより、人と環境に優しい安全快適な交通環境を形成し、観光地における交通の円滑化、「歩いて楽しいまち」の実現を目指す。
平成18年度	当初予算	38,000,000円
	決算	39,165,363円
平成18年度事業の概要		○ 嵐山地区における交通対策（以下「嵐山交通対策」という。）の実施 ○ 東山地区における交通対策（以下「東山交通対策」という。）の実施

	○ 観光パーク・アンド・ライド施策（以下「パーク・アンド・ライド」という。）の実施
平成 18 年度局運営方針での位置付け	「だれもが安心してらせるまちの実現」及び「市民のくらしとまちを支える基盤づくりの実現」の2目標にまたがる事業として、「観光地や都心などにおけるパーク・アンド・ライドなどの交通需要管理施策（TDM施策）の推進」が位置付けられている。

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 交通対策の検証は適切に行われているか。
- (3) 交通対策は、経済的・効率的に行われているか。
- (4) 市民のニーズを把握し、市民との連携により事業を実施しているか。
- (5) 関係機関、関係局区との連携は適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

ア 監査の結果

必要経費を的確に見込むとともに、委託業者との業務分担を明確にするなど、経済的・効率的に事業を執行すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

観光地等交通対策は、「嵐山交通対策」、「東山交通対策」及び「パーク・アンド・ライド」から成り、いずれも秋の観光シーズンである 11 月後半の休日を中心とした交通対策である。

嵐山交通対策については平成 13 年度に「嵐山交通対策研究会」を、東山交通対策については平成 16 年度に「東山交通対策研究会」を、それぞれ設置し、いずれも 2 箇年にわたる交通社会実験（以下「社会実験」という。）を経て、本格的な事業に移行したものであり、最終的には、「地元による、

地元のための取組」として定着させることを目指している。

また、パーク・アンド・ライドは、嵐山地域へ流入する自動車を抑制する事業として平成 14 年度に開始したが、東山地域の社会実験が終了した後の平成 18 年度では、市内の観光地全体を対象として実施している。

いずれの事業も京都市基本計画に基づき本市独自に行われているものであり、特に根拠法令等があるものではなく、また、嵐山交通対策及び東山交通対策に当たっての交通規制については、京都府公安委員会に対して道路交通法に基づく規制を要請することにより実施している。

なお、観光地等交通対策は、その一部を業務委託により実施しており、本市は、業者が実施計画を策定するに当たって助言するなど、指導、監督を行っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 交通対策の検証は適切に行われているか。

(ア) 分析

a 事業内容

平成 18 年度の事業内容は、以下のとおりである。

(a) 嵐山交通対策

「だれもが安全・快適に歩けるまち「歩いて楽しい嵐山の実現」」を基本的な考え方とし、嵐山地域への公共交通利用を促すため、多様な媒体による広報、宣伝に取り組むとともに、これまで培った地元住民との協力体制をより強固なものとすることを目標として、

○ 秋の臨時交通規制等の実施

- ・ 長辻通及び嵯峨街道の一方通行規制
- ・ 阪急嵐山駅周辺の交通規制
- ・ 大型車の離合対策
- ・ 長辻通への車両流入規制の実施体制
- ・ 京都市嵐山観光駐車場付近の入庫待ちバスの排除

○ 交通対策実施の周知、公共交通利用促進の広報・宣伝

- ・ ポスター、チラシ及びインターネットによる交通対策の周知
- ・ その他、各種媒体等を活用した公共交通利用促進のための広報・宣伝

- 交通規制の運用
 - ・ 看板の設置
 - ・ 警備員の配置
- 実態調査
 - ・ 交通実態調査
 - ・ アンケート調査

を実施している。

(b) 東山交通対策

「住民や観光客が安全で快適に歩けるまちづくり～住民と行政とのパートナーシップ～」を基本的な考え方とし、「公共交通優先」と「自動車交通の抑制による地区内交通の円滑化」を目標として、平成 17 年度の社会実験における課題を踏まえて、

- 自動車の流入抑制・分散
 - ・ ポスター，チラシ及びインターネットによる交通対策の周知
 - ・ 京都市清水坂観光駐車場の観光バス専用化，及びタクシー乗場の待ち台数の適正化による五条坂の交通円滑化
 - ・ バス停の分離・移設による歩行者の快適性の向上と渋滞緩和
 - ・ 公共交通利用による乗用車の流入抑制
 - ・ 大津市浜大津公共駐車場活用の継続的な実施（通年）
 - ・ 京阪電鉄橋本駅前駐車場の活用
- 地域内における移動の円滑化
 - ・ 五条坂周辺駐車場の空き情報提供による交通の円滑化
 - ・ 路上駐停車の排除による交通の円滑化
東大路通祇園交差点～東山七条交差点
 - ・ シャトルバスの運行による利便性の向上
- 歩行者の安全の確保・快適性の向上
 - ・ 東大路通における観光ボランティア活動の実施
- 実態調査
 - ・ 交通実態調査
 - ・ アンケート調査

を実施している。

(c) パーク・アンド・ライド

「三条口」、「丹波口」、「京都南」及び「天神川四条」の4エリアに合わせて7箇所の「観光パーク・アンド・ライト駐車場」を設置したのに加え、本市への入口に位置する大津市浜大津公共駐車場及び京阪電鉄橋本駅前駐車場を活用し、市内の観光地へ流入する自動車の抑制に取り組んでいる。

b 事業の効果及びその検証

以下のとおり当年度の事業による効果を適切に分析、検証したうえ、平成19年3月に嵐山交通対策研究会及び東山交通対策研究会を開催して、十分ではなかった点などを踏まえ、翌年度の課題を挙げて検討している。

また、分析及び検証に当たっては、自動車交通量や観光パーク・アンド・ライド駐車場利用台数の調査のほか、地元の市民に対するアンケート調査、観光客・観光バス運転手に対するヒアリング調査等を実施している。

(a) 嵐山交通対策による効果

前年度と比べて、観光客の増加にもかかわらず、渋滞が緩和され嵐山地域への所要時間が大幅に短縮するなど、事業による効果が見られる。(表29及び表30)

(表29) 観光客数の対前年度比較

区分	平成18年度 11月25日(土)	平成17年度 11月20日(土)	対前年度比較
鉄道乗降客数(地域内3駅)	8万6千人	6万8千人	1.3倍
清滝道三条交差点の交通量 (12時間当たり)	4,968台	3,768台	1.3倍

(表30) 最大渋滞長の対前年度比較

(単位: km)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度 増△減
----	--------	--------	-------------

丸太町通清滝道→清滝道	1.51	1.10	0.41
丸太町通清滝道→新丸太町通	0.20	0.45	△0.25
清滝道三条→三条通	0.57	0.88	△0.57
清滝道三条→萩原堤→四条通	2.85	3.87	△1.02
清滝道三条→萩原堤→松尾橋→嵯峨街道	3.40	3.87	△0.47

(b) 東山交通対策による効果

平成17年度の社会実験において実施した「五条坂及び鳥辺山参道の車両通行禁止」の交通規制を見直し、京都市清水坂観光駐車場の観光バス専用化と五条坂周辺駐車場の空き状況の情報提供を新たに組み入れた。

この結果、タクシー乗場の待ち台数の適正化等と併せて、交通対策による一定の効果はあったものの、前年度と比べて、東山五条交差点を中心とした渋滞が増加し、とりわけ同交差点西側からの東行きでは、長さにして2.70キロメートル増えて3.55キロメートルに及んでいる。

(表31)

また、観光バス運転手に対するヒアリング調査においても、五条坂における車両の輻そうによる精神的苦痛を指摘した回答が多くなっている。

(表31) 最大渋滞長の対前年度比較

(単位：km)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度 増△減
東山五条交差点北→南行	3.29	3.25	0.04
東山五条交差点西→東行	3.55	0.85	2.70
東山五条交差点南→北行	1.29	0.91	0.38
東山五条交差点東→西行	0.20	0.36	△0.16

(c) パーク・アンド・ライド

新たに、天神川四条エリアとして京福電鉄蚕ノ社駅周辺に2箇所の観光パーク・アンド・ライド駐車場を設置するとともに、京阪電鉄橋本駅前駐車場を活用し、公共交通機関への乗換えの促進による自動車の流入抑制の強化を図っている。

当年度の観光パーク・アンド・ライド駐車場の利用台数は表32のとおりであり、駐車場設置による渋滞解消効果は、車1台当たり6メートルとして、1日平均1,938メートルとなっている。また、アンケート調査による利用者の満足度は、97パーセントとなっている。

(表32) 観光パーク・アンド・ライド駐車場の利用台数 (平成18年度)

注 ※は、満車を示す。

(単位：台)

区分	18日(土)	19日(日)	23日(祝)	25日(土)	26日(日)	合計
	曇時々雨	雨	曇	晴時々曇	雨	
三条口エリア	38	27	※90	※79	57	291
丹波口エリア	117	81	—	※192	122	512
京都南エリア	68	58	119	217	122	584
天神川四条エリア	48	26	—	※93	61	228
合計	271	192	209	581	362	1,615

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 交通対策は、経済的・効率的に行われているか。

(ア) 分析

事業に係る経費及び財源を社会実験の段階を含めた過去5年間で見ると、表33のとおりである。

(表33) 経費及び財源の5箇年推移

(単位：千円)

区分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
経費	事業費	委託料	30,009	26,092	41,381	44,278	37,485
		事務費	991	1,168	1,614	1,688	1,680
		小計	31,000	27,260	42,995	45,966	39,165

	人件費	16,014	17,340	20,347	17,245	27,112
	合計	47,014	44,600	63,342	63,211	66,277
財源	国庫支出金	3,000	5,000	8,000	8,000	—
	本市の負担	44,014	39,600	55,342	55,211	66,277
備考	嵐山交通対策	社会実験 終了	交通対策	交通対策	交通対策	交通対策
	東山交通対策	—	交通実態 調査	社会実験 開始	社会実験 終了	交通対策

a 経費は、社会実験から本格的な事業への移行につれて増加している。

一方、財源については、社会実験の段階では、街路交通調査として国からの補助金の収入があったが、当年度からは、嵐山交通対策に加えて東山交通対策も本格的な実施に移行したことから、交付されなくなっている。

この結果、当年度の本市の負担で見ると、平成16年度、17年度の各年度に比べ、約1,100万円増加している。

なお、東山交通対策においては、表33とは別に、平成17年度に東山区内を対象にして発足した「東山3K(観光・交通・環境)協力金会議」(以下「3K会議」という。)が経費を負担し、独自に交通誘導員及び警備員を配置している。

b 経費の内訳は、委託料、事務費及び人件費であり、このうち委託料は、広報用ポスター・チラシの作成、交通対策の実施及びパーク・アンド・ライドの実施に対して、業者からの実績報告により支払われている。

しかしながら、過去からの経過によるもの、又は、業務委託契約時に想定していなかったものとして、委託料とは別に、一部の観光パーク・アンド・ライド駐車場に設置した移動便所に係る経費、嵐山交通対策に係る駐車場の予約申込書の印刷経費等を、事務費として支出していた。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

新しい交通施策としての観光地等交通対策の効果を高めていくためには、継続的に事業を実施し、自動車に過度に依存しない京都観光の定着を目指していく必要があるが、事業に対する本市の経費負担の推移を見ると、毎年、増加する傾向であり、当年度では、国庫補助金が交付されず全額が本市の一般財源となっている。

このような中で、経済的・効率的に事業を執行していくことが求められるが、当年度の経費を見ると、過去からの経過であるなどとして、委託料とは別に、事務費として、一部の観光パーク・アンド・ライド駐車場に設置した移動便所に係る経費、嵐山交通対策に係る駐車場の予約申込書の印刷経費等を支出していた。

については、今後は、必要経費を的確に見込むとともに、委託業者との業務分担を事前に明確にするなど、経済的・効率的に事業を執行するようにされたい。

エ 市民のニーズを把握し、市民との連携により事業を実施しているか。

(ア) 分析

観光地等交通対策の実施に当たっては、嵐山地域、東山地域それぞれについて、交通対策研究会を開催し、前年度の分析、検証を踏まえて当年度の事業内容を検討、確認したうえで実施している。

嵐山交通対策研究会については、学識経験者のほか、関係する自治連合会、商店街、嵐山保勝会の各代表等により構成され、本市の都市計画局が事務局を担当している。なお、事業計画は、右京区及び西京区の地元懇談会等を経たうえで議論している。

東山交通対策研究会については、学識経験者のほか、元学区ごとの自治連合会・市政協力委員連絡協議会、交通対策協議会、商店街の各代表等により構成され、都市計画局と共に東山区役所も事務局を担当している。

また、それぞれの交通対策研究会は、事業計画を議論するための開催のほか、年度末において、自動車交通量や観光パーク・アンド・ライド駐車場利用台数の調査、地元の市民に対するアンケート調査、観光客・観光バス運転手に対するヒアリング調査等を踏まえた事業の総括のためにも開催し、翌年度事業に役立てている。

さらに、東山交通対策については、事業の実施に当たって、前述した3

K会議の独自の取組と連携しているほか、公共交通機関や駐車場が掲載された印刷物を観光案内を兼ねて配布する取組を中心に、市民、学生等から募ったボランティアが参加している。

観光地等交通対策については、最終的には、「地元による、地元のための取組」として定着させることを目指すものであることから、嵐山交通対策についても、事業の実施に当たっての市民との連携が望まれる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 関係機関、関係局区との連携は適切に行われているか。

(ア) 分析

嵐山交通対策研究会及び東山交通対策研究会には、学識経験者、市民のほか、交通事業者、旅行者、国土交通省、京都府警察本部等の関係機関、文化市民局、産業観光局、交通局、地元区役所等の本市関係局区が参画して年2回の会議を開催し、また、交通規制、観光パーク・アンド・ライド駐車場の確保、シャトルバスの運行等について、都市計画局が具体的な調整を行っており、この実施体制の下で、観光地等交通対策は、秋の観光シーズンの交通問題を解決するための事務事業として、一定の効果を挙げている。

しかしながら、京都市基本計画に示された「実験的な取組」の段階を終えた現在、更に観光地を含めた京都のまちの魅力を高めるための交通施策を確立するためには、春の観光シーズンの交通問題をはじめとして解決すべき課題が多くあり、関係局区が日常的に連携して、課題への対応を検討していくことが望まれる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第5 東山区における個性あふれる区づくり推進事業（東山区役所）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして

第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める

施 策	事 務 事 業	
	名 称	担当課

魅力ある地域づくりの拠点としての区役所機能の強化	個性あふれる区づくり推進事業	文化市民局 市民生活部 地域づくり推進課
--------------------------	----------------	----------------------------

2 事務事業の概要

事務事業名		個性あふれる区づくり推進事業
全体計画		<p>個性あふれる区づくり推進事業（以下「区づくり推進事業」という。）は、平成10年度から実施されており、各区が地域特性に応じて独自性を発揮して、区民とのパートナーシップの下に、「区民ふれあい事業」、「基本計画推進事業」及び「基本計画の進行管理」を行っている。</p> <p>事業の目的は、「区基本計画」を推進するうえで、区の課題やテーマを解決する手段として、施策や事業等を行うことにより、地域コミュニティの活性化と住民力の向上を目指し、これらを基盤として、区の独自性を最大限に生かした個性と魅力ある地域づくりを行うことである。</p> <p>このうち、各区の基本計画に掲げた事項に直接関わる基本計画推進事業については、監査の対象とした東山区では、平成13年1月に策定した東山区基本計画「東山・まち・みらい計画2010」を着実に推進するため、次の2事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東山・まち・みらい塾」（以下「まち・みらい塾」という。） ○ 「東山もっと元気に研究会」（以下「もっと元気に研究会」という。）
平成18年度	当初予算	(まち・みらい塾) 863,000円 (もっと元気に研究会) 1,945,000円
	決算	(まち・みらい塾) 533,350円 (もっと元気に研究会) 1,536,320円
平成18年度事業の概要		○ まち・みらい塾

	<p>まち・みらい塾は、東山区の現況や課題、魅力などについて認識を深めるとともに、まちづくりの担い手や地域でのまちづくりのリーダーとなる区民及び区役所職員を育成するために、平成13年度に開設した。</p> <p>平成18年度については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 間 平成18年5月から平成19年3月まで (第5期) ・ 塾生数 16人 ・ 活動内容 定例会、「東山どきどんまつり」の企画、開催等 <p>○ もっと元気に研究会</p> <p>もっと元気に研究会は、「東山まちづくり推進会議」(以下「まちづくり推進会議」という。)に対して具体策を提言することを目的として、平成17年度に設置した組織であり、学識経験者等で構成している。</p> <p>平成18年度については、「空家利用による地域の活性化」を課題として取り上げた。</p>
平成18年度区運営方針での位置付け	<p>2 東山区の未来</p> <p>(1) 東山区基本計画「東山・まち・みらい計画2010」</p> <p>6 東山区基本計画推進体制</p> <p><まち・みらい塾></p> <p><もっと元気に研究会></p>

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 区の基本計画を推進する役割を果たしているか。
- (3) 東山区の特色づくりに有効に寄与する内容となっているか。
- (4) 区役所と区民との役割分担は適切か。
- (5) 区民の参加を促進しているか。
- (6) 事業の効果について、適切な検証を行っているか。
- (7) 事業開始前に比べ、どのような効果があったか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

ア 監査の結果

塾の活動により作成した印刷物「東山かるた」に関して、活用方法を適正かつ有効なものにするとともに、既に保管している現金を適切に取り扱うべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

まち・みらい塾及びもっと元気に研究会は、いずれも東山区基本計画に基づいた任意事業として東山区独自に行われているものであり、特に実施に当たり準拠すべき根拠法令等があるものではなく、また、事務の執行に当たり、法令に抵触する事項はない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 区の基本計画を推進する役割を果たしているか。

(ア) 分析

区づくり推進事業のうち基本計画推進事業は、各区の基本計画の推進を目的とし、区民参加により設立された基本計画推進組織と連携し実施することとされている。

東山区では、平成13年1月に東山区基本計画「東山・まち・みらい計画2010」を策定し、地元まちづくり組織、関係行政機関等で構成するまちづくり推進会議を核とした基本計画推進体制の下、施策、事業を推進している。

以下、各事業を東山区基本計画を推進する役割に沿って見ていく。

a まち・みらい塾

まち・みらい塾は、区役所と区民とが、これまで以上に強いパートナーシップで計画を推進するために「ともに学び合う場、区基本計画を具体化する場」として平成13年10月に開設された。

この塾の運営を通じて、東山区について認識を深めるとともに、まち

づくりのための人材を育成することを主な目的としており、長期的に取り組むことが必要であるという認識から、「東山・まち・みらい計画2010」の期間内は塾を継続することを展望している。

事業内容については、各期ごとに約10箇月の期間の塾を設定して、そのつど区民、区役所職員等から塾生を募集し、テーマを定め、この期間に、東山区が抱える課題を知る講義、見学会等を実施して成果をまとめることや、塾生の企画によるイベント等の実践活動を通じて、まちづくり活動に役立つ力を習得させようとするものである。

また、塾の活動内容は、まちづくり推進会議に報告され、市民しんぶん東山区版等で随時紹介されている。

b もっと元気に研究会

もっと元気に研究会は、東山区独自のまちづくりを効率的に進めるため東山区基本計画を推進する組織体制を再編した際に、新たな組織の一つとして、平成17年12月に設置された。

同研究会は、まちづくり推進会議の要請を受けて、まちづくりに関する具体策を調査・検討する役割を担っており、平成17年度及び18年度は、東山区基本計画に掲げたまちの将来像である「伝統・創造・文化～やすらぎとふれあいのまち東山」を目指すうえでの課題となる「空家利用による地域活性化」に取り組んでいる。

研究会の検討課題及び取組については、まちづくり推進会議に報告されている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 東山区の特色づくりに有効に寄与する内容となっているか。

(ア) 分析

区づくり推進事業は、区の独自性を最大限に生かした個性と魅力ある地域づくりを行うことを目的としている。以下、この目的を実現するための事業となっているかを見ていく。

a まち・みらい塾

東山区は、文化・歴史・観光資源を数多く有している。まち・みらい塾では塾活動の一環として、東山区の特色を生かし、東山区基本計画の重点プロジェクトの一つである「東山区の個性を活かした『東山・まる

ごと博物館』づくり」を塾生自らが具体化していくような活動を行ってきた。この活動によって、塾生が東山区の現況や課題、魅力などについて認識を深めるとともに、「東小路通」散策マップや「東山かるた」などを作成し、副次的な成果も挙げてきた。(表 34)

(表 34) まち・みらい塾 各期の活動テーマ及び活動内容

期	活動テーマ	活動内容
第1期 (平成13年10月～ 平成14年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 「車いすでもわる散策コースの設定」 「既存の道を活用し、東大路通と平行した歩行者向けの『東小路通』の設定」 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすでもわる散策コースの検討 「東小路通」を設定し、「東小路通」の全体案内図を区内の4駅に設置するとともに、「東小路通」散策マップを配布
第2期 (平成14年9月～ 平成15年9月)	<ul style="list-style-type: none"> 「東山区の個性を活かした『東山・まるごと博物館』づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> 「東山かるた」の作成
第3期 (平成15年10月～ 平成17年4月)	<ul style="list-style-type: none"> 「東山区の個性を活かした『東山・まるごと博物館』づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> 音と映像により東山区を紹介するDVDの作成
第4期 (平成17年7月～ 平成18年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 「1～3期の活動成果の集大成」 「今後の塾のあり方の検討」 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の塾活動のコンセプトの検討(地域のまちづくりに関する情報共有・交換, ネットワーク形成の場, 企画・運営を通じた新たな人材の発掘, 育成) 「こどもの安心・安全を考える通学路歩きと意見交換会」及び「東山かるた大会」の開催
第5期 (平成18年5月～ 平成19年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域のつながりづくり」 	<ul style="list-style-type: none"> 元有済小学校を利用し、塾生が企画した「太鼓演奏会」, 「俳句を詠む会」, 「かるたTシャツ」づくり等のイベントによ

		る「東山どごどんまつり」及び「東山かるた」原画展の開催
--	--	-----------------------------

b もっと元気に研究会

東山区は歴史遺産や文化遺産に恵まれている一方で、65歳以上の高齢者比率が市内で最も高く、人口の減少も著しいという傾向がある。また、空家の割合が全市で最も高く、安心・安全の面で大きな課題になっている。

もっと元気に研究会は、このような課題を踏まえて、平成17年度には、東山区の中でも先進的にまちづくり活動を進め、安心・安全に対する意識が高い六原学区をモデル地域として選定し、空家の活用に向けたアンケート調査による実態調査を行った。

平成18年度には、前年度に行った調査結果に基づく提言を行い、それを受けて、区役所と財団法人景観・まちづくりセンター（以下「景観・まちづくりセンター」という。）が共同で「東山区空家再生調査委員会」を設け、全国都市再生調査の一つとして本格的な調査（「歴史的街区における新たなまちづくりの実証的調査」、事業主体は景観・まちづくりセンター）を実施した。また、3月には、同調査委員会が「空家とまちの未来を考える」と題して講演会を開催している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 区役所と区民との役割分担は適切か。

(ア) 分析

区づくり推進事業は、区民とのパートナーシップによる事業展開を目指している。以下、役割分担が適切かどうかを、経費面を中心に見ていく。

a まち・みらい塾

(a) 区民との役割分担

まち・みらい塾の企画、運営については、開設当初はコーディネーターの派遣を依頼するなど区役所が主導していたが、現在では、テーマの方向性、塾の進行、イベントの企画など塾生が主体となって行い、区役所は議論を活性化するための助言や参考となる資料の提示など

により運営を補助するという役割を担っており、塾生の自主性を強化したことで一定の評価ができる。

一方、この自主的運営への流れに呼応して、平成16年3月に「東山・まち・みらい塾規約」（以下「規約」という。）を策定し、塾生から選出した塾長等の役員や予算等の決定機関である総会を設置するなど本市とは別の任意団体の形態を採ったうえ、区役所まちづくり推進課が事務局を務めることとした。

しかしながら、塾の運営に必要な経費は、本市から任意団体である「東山・まち・みらい塾」に交付するのではなく、本市が需用費、委託料等の科目で直接支出していた。

このような支出方法は、まち・みらい塾が任意団体であることと矛盾するが、区役所と区民の負担区分で見ると、当年度の本市の支出は、活動記録冊子の作成、「東山どこどんまつり」開催に伴う経費等となっており、塾の出席に係る交通費や休日の場合の昼食代を含んでいないなど、適切なものになっていた。

(b) 「東山かるた」による収入

平成15年度の塾活動で作成した「東山かるた」の増刷を目的として、規約により「特別会計」が設置されていた。これは、作成した「東山かるた」1,000部のうち、600部についての収入を増刷の財源に充てることを意図したものである。

しかし、本市の一般財源で作成した印刷物によって特定の任意団体の収入とするのは、手続上の問題はもとより、結果的に本市の一般財源による支出の在り方が問われることになる。

なお、当年度までは、「東山かるた」による収入が計上されているが、それを財源とする増刷は行われていない。

(c) 平成19年度における変更

平成19年度の塾の開始に合わせて、規約に代えて「東山・まち・みらい塾運営要綱」（以下「運営要綱」という。）を整備し、任意団体としての形態から本市の事業としての塾という位置付けに改めつつ、塾生を主体とした運営は維持している。

また、この変更に伴い、規約に位置付けられていた「特別会計」は

設置の根拠を失うこととなった。したがって、平成19年度からは、本市からの運営経費の支出方法との矛盾が解消されるとともに、まち・みらい塾として「東山かるた」による新たな収入を得ることはなくなり、この限りでは適正化されている。

しかしながら、変更時に当年度までの「特別会計」に関する取扱いを定めなかったため、既に「東山かるた」により収入していた390,562円を区役所が保管したままになっている。

また、「東山かるた」については、なお112部が配布されておらず、適切な活用方法を決定していく必要がある。

b もっと元気に研究会

もっと元気に研究会は、東山区基本計画を推進する組織の一つとして、東山区の様々な課題の解決策やまちづくりに関する具体策を検討する役割を担っており、学識経験者等を委員として構成している。研究会の課題は、「まちづくり推進会議」の意向に基づき決定しており、また、区役所は、委員謝礼を支出しているほか、事務局として開催準備等に携わっている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

まち・みらい塾の運営に必要な経費については、本市から任意団体である同塾に交付するのではなく、本市が需用費、委託料等の科目で直接支出しており、矛盾した予算執行となっていた。

また、本市の一般財源で作成した印刷物によって特定の任意団体の収入とするのは、塾の活動の充実が目的であっても、手続上の問題はもとより、結果的に一般財源による支出の在り方が問われることになる。

これらの問題点については、平成19年度の塾の開始に合わせて、規約に代えて運営要綱を整備し、予算執行上の矛盾は解消された。また、「特別会計」は設置の根拠を失い、今後、塾の運営に伴っての不適切な収入は生じないこととなった。

しかしながら、既に「東山かるた」により収入していた現金を区役所が保管したままになっているのに加え、「東山かるた」の未配布分について、

改めて適切な活用方法を決定していく必要が生じた。

「東山かるた」の活用方法を適正かつ有効なものにするとともに、「東山かるた」に関して保管している現金については、本市の一般財源で支出された印刷物によるものであることにかんがみ適切に取り扱ったうえ、早期に「特別会計」を閉鎖されたい。

また、今後塾の活動により印刷物等を作成するときには、適正かつ有効な活用方法に基づき必要数を見込むようにされたい。

オ 区民の参加を促進しているか。

(ア) 分析

a まち・みらい塾

(a) 塾生数の推移

まち・みらい塾の塾生数は、年々減少している。

平成13年の第1期では、各学区から2人ずつ推薦された区民を塾生としていたが、第2期からは、自主的な参加を促進するため公募を基本としたことから、減少している。

また、第4期では、テーマの一つを「1～3期の活動成果の集大成」として、第3期までの塾の修了生を対象とすることとし公募を行なわなかったことが、減少の原因となっている。(表35)

(表35) まち・みらい塾の塾生数の推移

(単位：人)

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
区 民 等	22	17	16	14	12	7
(うち新規)	(22)	(16)	(11)	(1)	(2)	(5)
職 員	5	6	8	5	4	5

(b) 第6期からの見直し

平成18年度に、区役所が事業の「中間総括」を行い、①以前の期からの継続受講は原則として取りやめること、②新規の塾生も受講しやすいプログラムに変更すること、③塾生の定員(20人)を設け少数精鋭で人材を育成していくこと、④公募方法を工夫し、区内の大学等にも働き掛けていくこと、などの見直しを行った。

この結果、平成19年度の第6期では、第4期、第5期の各期に比べ、新規の塾生の数が増加している。

(c) 新しい組織の設立

「中間総括」においては、塾の修了生は、次の期も継続して受講するのではなく、塾活動のうち実践活動を支援することや、地域のまちづくり活動に従事していくことを目標としている。このため、塾の修了生による組織の設立を目指すこととしているが、これは東山区基本計画の策定当初からの課題となっていたものである。

区役所においては、この新しい組織の設立に向けて働き掛けた結果、平成20年4月に塾の修了生による「まち・みらい・東山」が設立された。

今後、「まち・みらい・東山」が東山区基本計画の推進に重要な役割を担う組織となるよう、実績を積んでいくことが望まれる。

b もっと元気に研究会

研究会が実施した六原学区をモデル地域としたアンケートによる実態調査においては、地元を中心とした区民や学生によるボランティア参加が得られている。

また、アンケート調査票は地元の団体（六原自治連合会及び六原いきいきネットワーク）を通じて配布、回収している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 事業の効果について、適切な検証を行っているか。

(ア) 分析

a まち・みらい塾

まち・みらい塾については、第5期までの塾の修了生を対象に「直近の活動」、「地域の役職」等を項目とするアンケート調査を18年度に実施している。

また、各期ごとの塾の活動については、活動記録の冊子を作成し区民や関係機関に配布することなどにより、検証を行っている。

さらに、「東山かるた」、「東小路通」散策マップ等の作成については、東山区基本計画の進ちょく状況のチェック機関である「東山・まち・みらい推進会議」で検証されている。

b もっと元気に研究会

平成17年度からの課題である空家の再生、活用については、現在のところ、調査・検討が継続されている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

キ 事業開始前に比べ、どのような効果があったか。

(ア) 分析

a まち・みらい塾

(a) 東山区の現況、魅力などの認識

塾のプログラムについては、講義、見学といった形式のほか、イベントの企画・開催などの実践形式により、現況等の認識を深めることとしている。第5期においては、年間に開催された18回のうち、講義形式によるものは1回にとどまっております。「東小路通まち歩き」などの実践活動を通じ、地域とのつながりも含めて東山区の現況などを認識できる形式となっている。

また、塾の修了生からのアンケート結果を見ると、塾に参加する前と比べて、東山区の現況や地域活動などに対する認識が深まっていることが認められる。

(b) まちづくりの担い手・リーダーの育成

第5期までの塾の修了生で見ると、自治連合会・各種団体の役員又は役員経験者が15人となっており、人材育成に一定の効果を挙げているといえる。

また、当年度の塾の設定に当たって「地域のつながりづくり」をテーマとし、塾生自身によるイベントの企画、運営を重視して取り組んだ結果、区民参加数延べ200人による参加型のイベントとして「東山どどんまつり」を開催できるようになり、まちづくり活動に役立つ力が向上したと評価することができる。

b もっと元気に研究会

六原学区をモデル地域としたアンケートによる実態調査を契機として、空家に対する同地域の問題意識が高まり、「六原いきいきネットワーク安心・安全部会」の活動が強化されるなど、東山区に特徴的な課題を取り上げた効果が少しずつ表れている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第6 運賃制度の改善（交通局）

1 事業の体系

京都市交通事業第2次アクションプログラム

計画項目	事業		監査対象
	名称	担当課	
乗客増、収入増のための積極的な営業推進	地下鉄の増収・増客対策の実施	企画総務部企画課 高速鉄道部営業課	
	広告料収入増対策の実施	企画総務部企画課	
	運賃制度の改善	企画総務部企画課	○
	市民に愛される市バス・地下鉄を目指したPR活動の実施	企画総務部企画課 高速鉄道部営業課	
	観光客誘致事業の実施	自動車部営業課 自動車部運輸課	

2 事業の概要

事業名	運賃制度の改善
全体計画	<p>利用者にとって分かりやすく、より一層市バス・地下鉄が利用されるよう、ICカード乗車券、企画乗車券、定期券等による運賃制度の改善を行い、乗客増及び収入増を図る。</p> <p>○主な項目</p> <p>1 ICカード乗車券の導入</p> <p>運賃支払の簡素化・円滑化及び乗継ぎのシームレス化による利用者の利便性向上のため、平成19年度から、改札機に触れるだけで通過できるICカード乗車券を地下鉄に導入する。また、市バスにおいても平成22年度以降の導入を検討する。</p>

		<p>2 企画乗車券の充実 新規需要の喚起を目的に、他の運送事業者と連携し、「いい古都チケット」、「京都地下鉄・京阪大津線 1 d a y チケット」等、多彩な企画乗車券を発売する。</p> <p>3 定期券制度の充実 定期旅客の掘り起こしを図るため、平成 15 年度からの「大学生等を対象とした市バス通学定期券の均一区間内全線化」、平成 17 年度からの「市バス通勤フリー定期券」の導入等、定期券制度の充実を行う。</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「トラフィカ京カード」による乗継割引 ・ 「トラフィカ京カード」1,000 円券（プレミアム付き）の発売 ・ 「市営地下鉄 1 d a y フリーチケット」の発売
平成 18 年度	当初予算	493,000,000 円
	決算	493,075,000 円
平成 18 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ ICカード乗車券について、対応する改札機への更新（平成 18 年度末 90 基）をはじめとした地下鉄への導入準備 ・ 企画乗車券の発売、改善（春及び秋のみの期間限定発売であった「京都地下鉄・京阪大津線 1 d a y チケット」を平成 19 年 3 月から春・夏・秋のシーズンを通して発売）等 ・ 定期券制度の変更（授業日程の多様化等に対応して、市バス通学学期定期券（1 学期券）の通用期間を 1 日拡大）
平成 18 年度局運営方針での位置付け		<p>2 お客様の増加、収入増のための積極的な営業推進</p> <p>(3) ICカード乗車券などの発売</p>

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 収入増の目標等を設定し、効果の検証を行っているか。
- (3) 企画乗車券等の発行は、市民、観光客のニーズに合ったものとなっているか。
- (4) 未使用の企画乗車券等の管理は適切に行われているか。
- (5) ICカード乗車券について、利用者の個人情報の管理は適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 運賃制度の改善による効果を的確に把握するよう改善すべきもの
- (イ) 企画乗車券の充実について、ニーズの幅広い把握などに積極的に取り組むべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

市バスについては道路運送法及び同施行規則により、地下鉄については鉄道事業法及び同施行規則により、それぞれ、運賃の設定又は変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出ることが義務付けられている。

また、鉄道事業法等により、地下鉄については、他の運送事業者と運賃等に関して取り決めようとするときなどにも、国土交通大臣に対する事前の届出が義務付けられている。

以上の事項を本市交通局が平成 18 年度に実施した運賃制度の改善について見ると、次のとおりである。

a ICカード乗車券「PiTaPa」

本市交通局では、平成 19 年度から IC カード乗車券「PiTaPa」を地下鉄に導入し、これに併せて「PiTaPa」での地下鉄利用についての運賃割引制度を設けている。

「PiTaPa」の導入に当たっては、平成 18 年度において、株式会社スルッとKANSAI、カード会社等との契約により費用の分担等

について取り決めたくえ、運賃割引制度について国土交通大臣に届け出ている。

b 企画乗車券

企画乗車券は、関係する運送事業者との運賃等に関する協定により乗降自由区間等を設定して発行しており、当年度においても、必要となる協定を締結したうえ、国土交通大臣に届け出ている。

c 定期券

学校の授業日程の多様化等に対応して、市バス通学学期定期券（1学期券）の通用期間を1日拡大し、国土交通大臣に届け出ている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 収入増の目標等を設定し、効果の検証を行っているか。

(ア) 分析

a 事務事業評価における目標設定等

「平成19年度京都市交通事業事務事業評価（平成18年度事業）」（以下「事務事業評価」という。）においては、収入増の目標等について、事業に係る進ちよく状況を表す「活動量指標」として企画乗車券の発売枚数、地下鉄連絡定期券を含む市バス通勤定期券の発売枚数を、また、活動量指標とした取組による効果を表す「成果指標」として1日当たりの旅客収入を、それぞれ設定している。

これらの指標については、それぞれ前年度実績を目標数値としており、当年度の達成度を見ると、企画乗車券については117パーセント、市バス通勤フリー定期券については126パーセント、旅客収入については103パーセントとなり、いずれも目標を上回っている。

なお、ICカード乗車券については、平成19年度に地下鉄に導入したものであり、当年度の目標数値は設定されていない。

b 事業の目的に照らした目標設定等

運賃制度の改善については、平成18年度から20年度までを計画期間とする「京都市交通事業第2次アクションプログラム」（以下「第2次アクションプログラム」という。）において「乗客増、収入増のための積極的な営業推進」を目的とする事業の一つとして、また、「平成18年度交通局運営方針」（以下「局運営方針」という。）において「お客様の増加、

収入増のための積極的な営業推進」を目的とする事業の一つとして、それぞれ位置付けられている。

したがって、この事業が乗客や収入の増加にどの程度寄与しているかについての検証が必要であり、そのためには、運賃制度の改善による増客・増収の効果を測定する指標を設定して分析するなどの取組がされるべきであるが、事務事業評価における活動量指標については、発売枚数の対前年度比較にとどまっており、また、活動量指標と成果指標の関連性が明確になっていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

運賃制度の改善については、第2次アクションプログラム及び局運営方針において、乗客及び収入を増加させるための積極的な営業推進を目的とする事業の一つとして位置付けられていることから、この事業が乗客や収入の増加にどの程度寄与しているかについての検証が必要である。

については、運賃制度の改善による増客・増収の効果を測定する指標を設定して分析するなど、発売枚数の対前年度比較にとどまらず、事業による効果を的確に把握するよう改善されたい。

ウ 企画乗車券等の発行は、市民、観光客のニーズに合ったものとなっているか。

(ア) 分析

a 企画乗車券については、関連する運送事業者との協定により発行し、通年又は期間限定で発売しており、好評である場合などには、通年での発売を継続し、又は改めて期間を設定している。また、発売期間を延長することがある。

当年度においては、新たな企画乗車券の発売はなく、表36のとおり、通年又は期間限定で継続して発売し、そのうち「京都地下鉄・京阪大津線1dayチケット」については、発売期間を延長している。

(表36) 平成18年度に発売した主な企画乗車券

乗車券の名称	主な協定先	発売期間
--------	-------	------

京都地下鉄・京阪大津線 1 d a y チケット	京阪電気鉄道(株)	平成 18 年 3 月 11 日～6 月 4 日 (注 1) 平成 18 年 9 月 16 日～12 月 3 日
奈良・斑鳩 1 d a y チケット	近畿日本鉄道(株)	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日
京都花まるチケット (注 2)	京阪電気鉄道(株)	平成 18 年 3 月 18 日～ 6 月 4 日 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 18 日
いい古都チケット	阪急電鉄(株)	平成 18 年 3 月 18 日～ 6 月 4 日 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 18 日
京めぐり	近畿日本鉄道(株)	平成 18 年 3 月 18 日～12 月 17 日
京の遊々きっぷ	東海旅客鉄道(株)	通年
京都観光フリーきっぷ のぞみ&京都観光フリーきっぷ	西日本旅客鉄道(株)	平成 18 年 4 月 15 日～11 月 28 日
スルッとKANSAI 2・3 d a y チケット	スルッとKANSAI 加入事業者	通年ほか
スルッとKANSAI 京都 1 d a y チケット	同上	平成 19 年 1 月 8 日～3 月 16 日

注 1 平成 19 年 3 月から春・夏・秋のシーズンを通して発売 (平成 19 年 3 月 10 日～12 月 2 日)

注 2 平成 19 年度から「京阪みやこ漫遊チケット」に名称変更

なお、企画乗車券のほかに、平成 18 年 1 月の地下鉄運賃改定に伴う運賃制度改善策として、「市営地下鉄 1 d a y フリーチケット」について発売期間の通年化及び小児用の新設を、また、「トラフィカ京カード」についてプレミアム付き 1,000 円券 (利用額 1,100 円) の新設を、それぞれ実施しており、当年度も継続して発売している。

b 企画乗車券の充実について、新たな需要の喚起に有効なものとするためには、市民、観光客のニーズを幅広く把握することが重要である。

交通局においては、ホームページ、市長への手紙等を通じて、市民、観光客の意見、要望等を把握しているが、企画乗車券そのものを対象と

してニーズを把握する取組は行われていない。

また、事務事業評価における今後の方向性として、新たな企画乗車券の発行について「お客様のニーズや収益性を見極めつつ、引き続き、検討を進める。」とするにとどまっている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

企画乗車券の充実について、新たな需要の喚起に有効なものとするためには、市民、観光客のニーズを幅広く把握することが重要である。

については、従来からの方法によるニーズの把握に加えて、企画乗車券を中心としたアンケート調査を行うなど、より積極的に取り組まれない。

エ 未使用の企画乗車券等の管理は適切に行われているか。

(ア) 分析

トラフィカ京カード等のカード乗車券については、納品された段階で流動資産に計上すべきものであるため、発売までの管理を適正に行わなければならない。また、乗車券としての価値がなくなったときは、確実に廃棄しなければならない。

企画乗車券についても、有効期限切れ等の場合には、関連する運送事業者と調整したうえ、確実に廃棄しなければならない。

交通局においては、駅等の発売場所に受払いの台帳を備え漏れなく異動について記入するとともに、定期的に在庫枚数の確認を行っている。また、有効期限切れの乗車券等は、裁断により確実に廃棄している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ ICカード乗車券導入について、利用者の個人情報の管理は適切に行われているか。

(ア) 分析

本市交通局が取り扱うICカード乗車券「PiTaPa」には、運賃のポストペイ（後払決済）方式のクレジット機能が付加されていることから、その申込みに当たり、利用者の住所、氏名に加えて、信用に関する情報を収集することになるため、これらの個人情報を適切に管理しなければならない。

個人情報の適切な管理には、データの保護に加え、コンピューター自体、さらにはシステム全体の取扱いに万全を期す必要があることから、スルツとKANSAI協議会の要請により、「P i T a P a」を取り扱っている運送事業者が統一したセキュリティの基準を定めることとされ、本市交通局においても、この基準となる「京都市交通局P i T a P aセキュリティポリシー」を制定している。

また、ICカード乗車券に係る個人情報については、スルツとKANSAI協議会が一元的に管理しており、改札機通過時における個人情報は、専用回線で同協議会に送信され、交通局のシステムには蓄積されない仕組みとなっている。利用者から利用明細の発行やICカード乗車券の再発行の依頼があった場合等においても、職員が利用者の本人確認を行うことにより取得した個人情報は、交通局のシステムには蓄積されていない。

なお、職員が取得した個人情報は、個人情報保護に関する法令、規程等を遵守し厳正に取り扱うよう徹底しており、発行した利用明細が不要となったときなどは、その場で裁断して廃棄し控えは取っていない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)